知財で一句！

「知的財産かるた」【解説本】

遊びながら学べるよ

山口大学知的財産センター

知財で一句！
「知的財産かるた」【解説本】

あ ありふれた表現 著作物でなし	い 意匠権 物品形態 保護します	う 売れるほど 摸倣されるよ 知財バリア	え エジソンも いっぱい持ってる 特許権	お オープンと クローズ合わせて 知財戦略
か 学会で 新規性失う前に 出願を	き 期限切れ みんなの 共有財産に	く グッドデザイン Gマーク	け 権利化後 めでたく届くよ 特許証	こ 更新し使い 続けて高まる 信頼　商標権
さ さがほのか 権利を保護する 種苗法	し 実用新案 考案なので 無審査登録	す ストリーミング ダウンロードに 該当せず	せ 先願主義 一番乗りに 権利付与	そ 早期審査 早くできるよ 権利化を
た 他人の作品 知らずに制作 依拠性なし	ち 知財が専門 東京・大阪 知財高裁	つ 強い特許の ほうが短い 請求項	て 手続を 進める専門 弁理士事務所	と 特許取れそう 息巻く前に 検索を
な ながよく 使おう 地域団体商標	に 似ている商標 禁止権	ぬ 抜けがけは 許さぬ共同発 明の特許出願	ね ねつ造は 研究不正 ダメ絶対	の ノウハウは 秘密管理で ずっと保護
は パブドメで みんなが活用 できますね	ひ 美観が必要 意匠権	ふ ぶらっと寄って ぱっと調べる J-Platpat	へ ベネチア共和国 から特許制度は 始まった	ほ ホログラム 今は商標登録 できますよ
ま マドリッド ハーグと言えば 国際協定	み 水際で 税関バリア 侵害品	む むだな 研究開発防ぐ 特許情報調査	め 明細書 発明内容 詳細に	も 模倣品 買えばあなたも 共犯者
や ヤマミイは 猫じゃないよ 妖精だよ	ゆ ゆるキャラは 著作権と商標権で W保護	よ 要約書 発明ポイント 簡潔に	わ ワイポで築く 世界の知財	を おんせん県 ただでは起きない 大分県
ら ライセンス 他社の特許も 使えます	り 立体商標 著名な形状 権利化を	る 類否判断 商標法より広い 不正競争防止法	れ レポートを 書くとき守る 引用ルール	ろ 論文を 出したら失う 新規性
ん うどん県 みんな知ってる？ 香川県				

●かるた読み札（テキスト）
李鎔璟、陳内秀樹、大塚裕一、藤本昌平

●かるた取り札（イラスト）
zoukuma

目次

知財で一句！「知的財産かるた」【解説本】

				ページ
あ	ありふれた	表現入らぬ	著作物	6
い	意匠権	物品形態	保護します	8
う	売れるほど	模倣されるよ	知財バリア	10
え	エジソンも	いっぱい持ってる	特許権	12
お	オープンと	クローズ合わせて	知財戦略	14
か	学会で	新規性失う前に	出願を	16
き	期限切れ	みんなの	共通財産に	18
く	グットデザイン	Ｇマーク		20
け	権利化後	めでたく届くよ	特許証	22
こ	更新で	信頼高めよ	商標権	24
さ	さがほのか	権利を保護する	種苗法	26
し	実用新案	考案なので	無審査登録	28
す	ストリーミング	ダウンロードに	該当せず	30
せ	先願主義	一番乗りに	権利付与	32
そ	早期審査	早くできるよ	権利化を	34
た	他者作品	知らない場合	依拠性なし	36
ち	知財が専門	東京・大阪	知財高裁	38
つ	強い特許	請求項が	短い傾向	40
て	手続きは	任せて下さい	弁理士へ	42
と	特許かな	息巻く前に	検索を	44
な	なかよく使おう	地域団体商標		46
に	似ている商標	禁止権		48

ぬ	抜けがけは	特許とれない	共同発明	50
ね	ねつ造は	研究不正	ダメ絶対	52
の	ノウハウは	秘密管理で	ずっと保護	54
は	パブドメで	みんなが活用	できますね	56
ひ	美感が必要	意匠権		58
ふ	ぷらっと寄って	ぱっと調べる	J-PlatPat	60
へ	ベネチアで	特許制度が	生まれたよ	62
ほ	ホログラム	今は商標登録	できますよ	64
ま	マドリッド	ハーグと言えば	国際協定	66
み	水際で	税関バリア	侵害品	68
む	むだ研究	防ぐためにも	特許情報調査	70
め	明細書	発明内容	詳細に	72
も	模倣品	買えばあなたも	共犯者	74
や	ヤマミィは	猫じゃないよ	妖精だよ	76
ゆ	ゆるキャラは	著作権と商標権で	W 保護	78
よ	要約書	発明ポイント	簡潔に	80
わ	ワイポとは	世界の知財を	築く組織	82
を	おんせん県	熱い思いで	商標権	84
ら	ライセンス	他社の特許も	使えます	86
り	立体商標	著名な形状	権利化を	88
る	類否判断	商標法より広い	不正競争防止法	90
れ	レポートを	書くとき守る	引用ルール	92
ろ	論文を	出したら失う	新規性	94
ん	うどん県	みんな知ってる？	香川県	96

知財で一句！「あ」　　（keyword:著作権）

ありふれた表現入らぬ著作物

著作物×

これはオリジナリティが感じられない？

著作物○

頭におにぎりがいっぱいかわいい

解説　著作物ってなに？

著作物とは、人の「思想又は感情を創作的に表現したもの」です。つまり、創作段階で誰が創作しても同じような表現になってしまうもの（表現の選択の幅が狭いものやありふれた表現）は著作物には該当しないということになります。言い換えると、著作物というためには、作り手のなんらかの個性（オリジナリティ）が作品に表れている必要があるということです。著作物は著作権で保護されます。

●著作物の種類いろいろ（著作権法に例示されているもの）

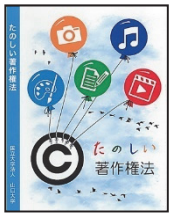

※「たのしい著作権法」小川明子 著（2019）

言語（小説など）

音楽

美術（絵画など）

※「山口大学創基 200 周年記念 DVD」（2015）

映画

舞踊・無言劇（踊りなど）

写真

図形（図面、模型など）

建築

プログラム ．

知財で一句！「い」　　（keyword:意匠権）

解説　意匠権って？

工業的（手工業を含む）に量産される製品等の形態（デザイン）を保護することができるのが、意匠権です。一方、芸術家が創作する一品制作品（例えば、鑑賞用の陶器など）は、意匠権ではなく、著作権で保護されます。意匠権で保護されるのはあくまでも実用品のデザインと言えます。建築物の外観や内装のデザイン、またアイコンなどの画像そのもののデザインも意匠権で保護できるようになりました。

●建築物の形態

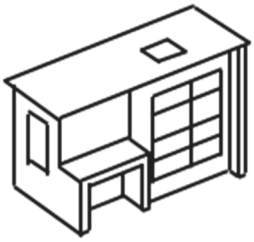

外観に特徴のある建築物

●画像そのもののデザイン

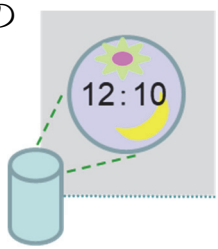

これまでにみたことのない時刻表示用画像（壁に投影された画像）

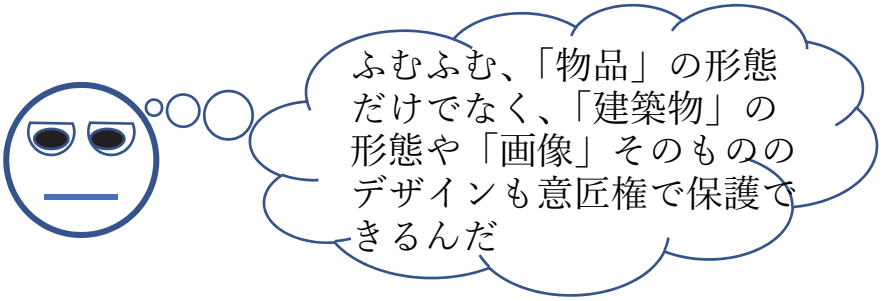

知財で一句！「う」　　（keyword:知的財産権）

う

売れるほど
模倣されるよ
知財バリア

解説　模倣品対策に有効？

人気商品をマネすれば（模倣すれば）労せずに売れる製品を作ることができます。しかし、元の人気商品が特許権や意匠権などの知的財産権で保護されている場合（知財バリアが張られている場合）、無断で模倣製品を製造販売することは知的財産権の侵害であり、民事上の責任（損害賠償、差止など）、刑事上の責任（刑罰、罰金）を負うことになります。製品を市場に出す前に事前に知財バリアを張ることが肝要です。

●知的財産を保護する知的財産権（特許権、意匠権など）

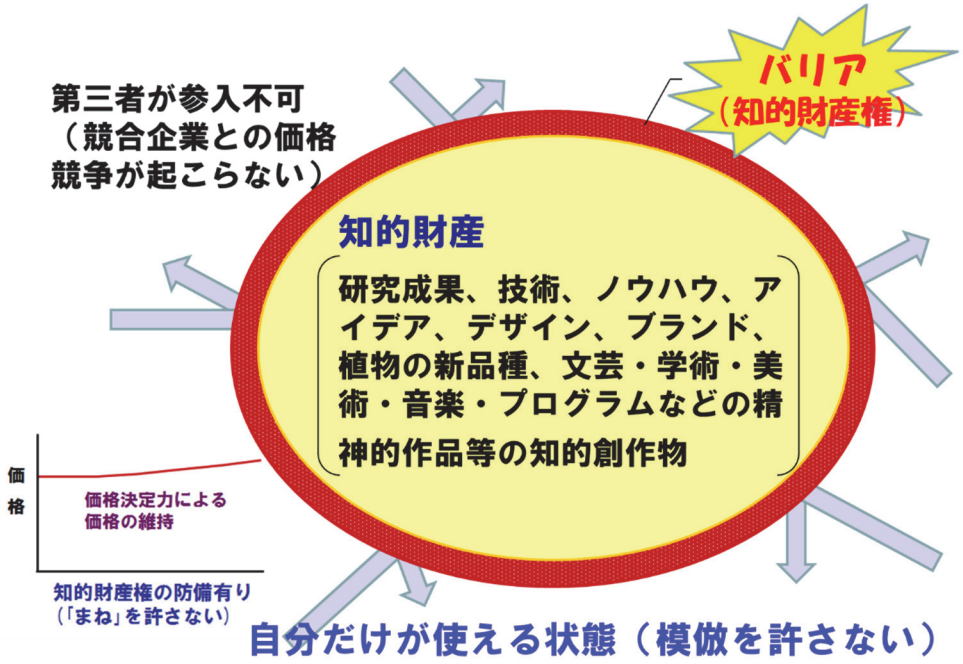

知財で一句！「え」　　（keyword:特許権）

え　エジソンもいっぱい持ってる特許権

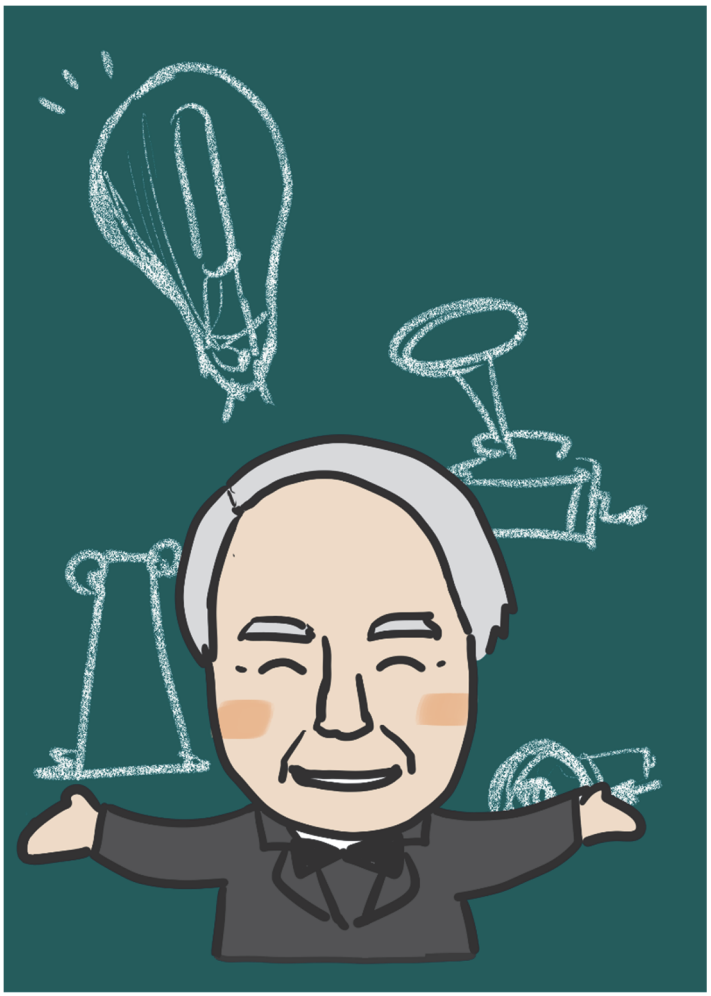

いろいろと
発明したな

みんなの生活が少しでも楽に、豊かになれば

解説　特許制度の本質？

「発明王」のトーマスエジソンは、生涯 1000 件に及ぶ特許権を取得したとされます。エジソンは実施を希望する者に権利を売り、得られた費用で新たな開発を行う知的創造サイクルを実践していました。特許という独占権があるからこそ実用化が早く図られ産業の発達に寄与するという特許制度の本質をよく理解していたと言えます。白熱電球の実用化をもっとも喜んだのは米国民であったことは言うまでもありません。

●特許制度の本質

独占 があるからこそ、競争して研究・開発を行う。創作意欲も向上。

⇒ 実用化が早く図られる

※特許制度は、実用化・実施化のための制度
故に、産業が発達し、私達の生活も豊かになる

知財で一句！「お」　　（keyword:知財戦略）

お　オープンとクローズ合わせて　知財戦略

OPEN

QRコードの使用

誰もが使えるよう開放した市場が膨らむといいな

CLOSE

高精度高速読み取り技術

この技術はわが社だけの秘密に

解説　オープンとクローズ、何が？

特許権は権利からするとクローズ（独占）ですが、情報からするとオープン（技術を公開）です。一方、秘伝のたれのレシピのようなノウハウは、完全なクローズ（独占且つ非公開）と言えます。特許出願を行うか、それともハウハウとして門外不出の技術として抱え込むか、はたまた、みんなが使えるようにライセンスや公知にしてしまうか、ビジネスにおいては、このようなオープンとクローズを組み合せた戦略が必要とされます。

無料ゾーン（オープン）

有料ゾーン（クローズ）

知財で一句！「か」　　（keyword:特許権）

か 学会で 新規性失う前に 出願を

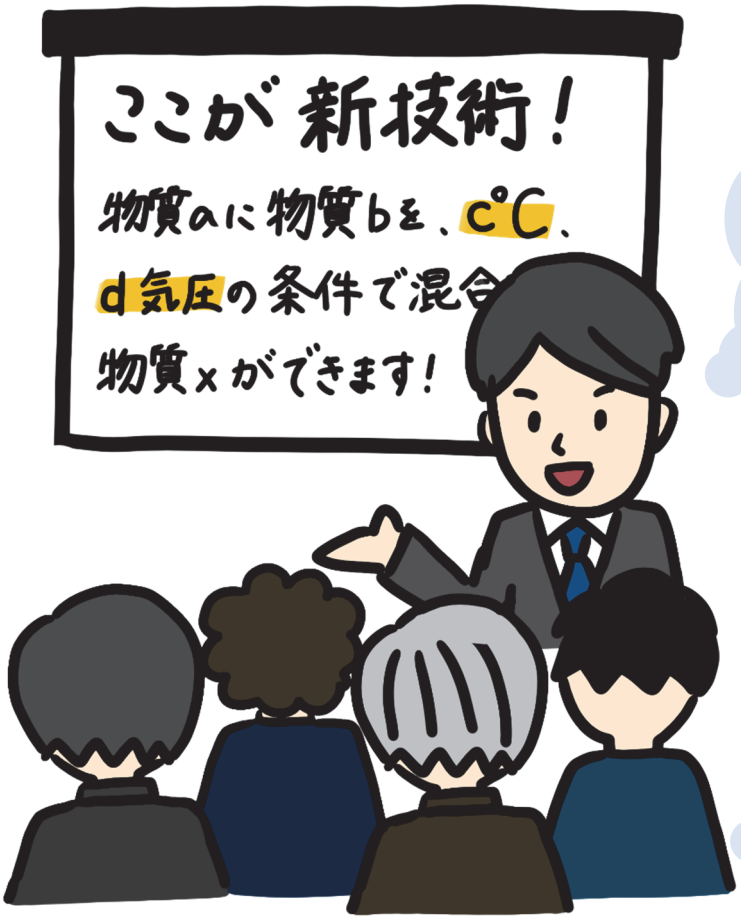

新しい研究成果、みんに知ってもらいたい

この技術、持ち帰って実施検討だ

解説　新規性って？

新規性があるとは、その発明内容が、①公然知られていない、②公然実施されていない、③刊行物に記載されていない状態のことです。学会発表では大勢の人の前で研究内容を発表したり予稿集に掲載されたりしますので、新規性が失われます。新規性は特許権を取得するための要件の一つですので新規性が失われると特許権を取得することができません。原則学会発表の前に特許出願を済ましておくのが良いでしょう。

学会発表

●秘密保持義務を負わない人の前で話すと、公然知られた発明になる（新規性を喪失）

●論文発表すると、刊行物に記載された発明になる（新規性を喪失）

知財で一句！「き」　　（keyword:知的財産権）

き

期限切れ
みんなの
共通財産に

著作権期間切れ
共有財産に

これで
自由に利用
できる

絵は複製し
本に掲載、
音楽はアレ
ンジ曲に

解説　知的財産権は時限つき？

著作権や特許権、意匠権はその権利の存続期間が有限です。例えば、著作権は著作権者の死後 70 年、特許権は出願日から 20 年、意匠権は出願日から 25 年です。つまり、これらの期間が満了するとその著作物、発明、意匠はパブリックドメイン（公有）となり誰もが自由に使える共有財産となります。不正競争防止法で保護されるノウハウなどの営業秘密は、期限がなく秘密として管理する限り永続的に保護されます。

大海原だ（権利存続期間満了）
自由だ！（Public Domain）

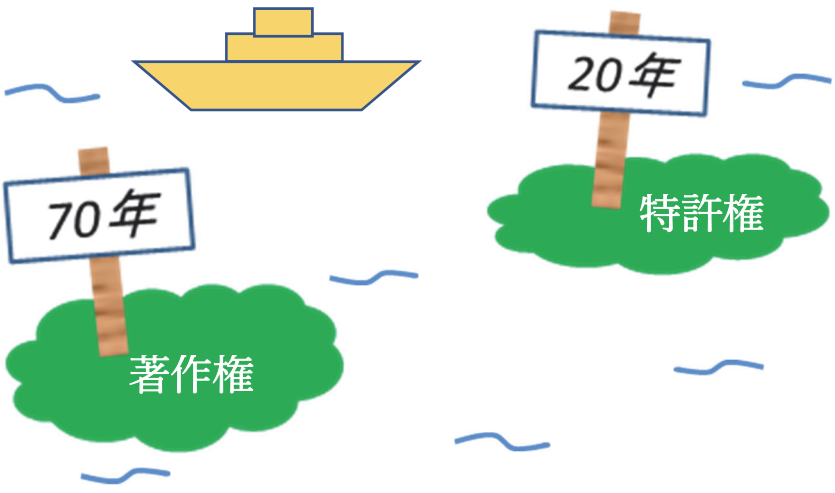

知財で一句！「く」　　（keyword:意匠権）

洗える素材と
デザインにして
受賞!!

解説　Ｇマークって？

日本で唯一の総合的デザイン評価の仕組みとされ、毎年優れた製品デザイン等に贈られるのが「グッドデザイン賞」です（日本デザイン振興会主催)。このグッドデザイン賞を受賞した製品等に表示することができるのが「G マーク」であり、グッドデザイン賞を受賞したことを示すシンボルマークです。乗用車「プリウス」(トヨタ自動車株式会社)、カッターナイフ「オルファカッターメタル 150」(オルファ株式会社）も受賞です。これまでの受賞件数は 50,000 件以上。

●優れた製品デザインには、顧客吸引力がある？

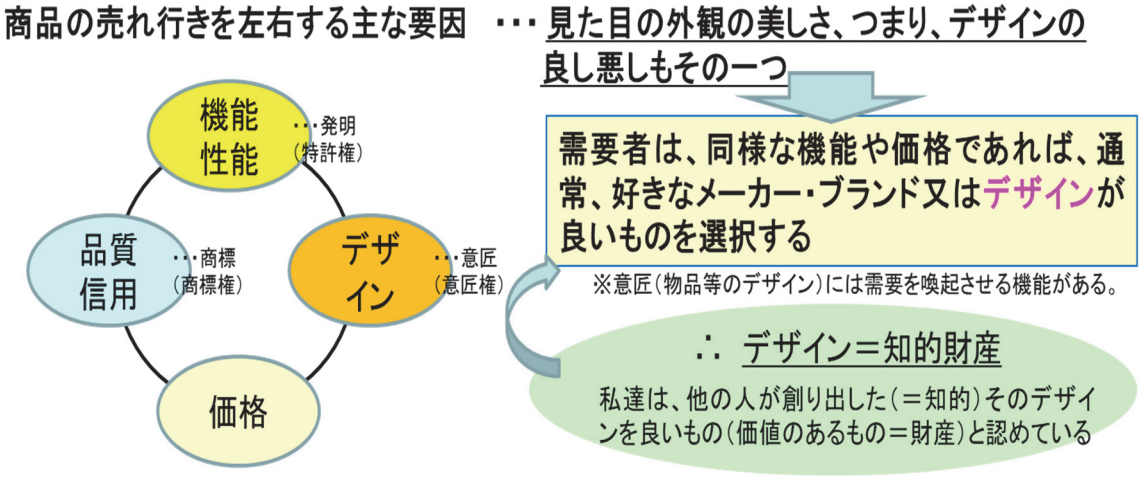

知財で一句！「け」　　（keyword:特許権）

け

権利化後
めでたく届くよ
特許証

解説　特許権取れたら、もらえる？

特許出願後 3 年以内に審査請求を行うと（審査官による）実体審査が行われます。そこで特許取得要件（新規性や進歩性など）を満たすと特許査定（特許権を付与しても良い状態）となり、出願人が特許料を納付することで権利の設定登録がなされます（特許権の取得）。この設定登録後に権利者に送られるのが特許証です。額に入れてかざりますか？自分の発明に国のお墨付きが与えられるのは感無量でしょうね。

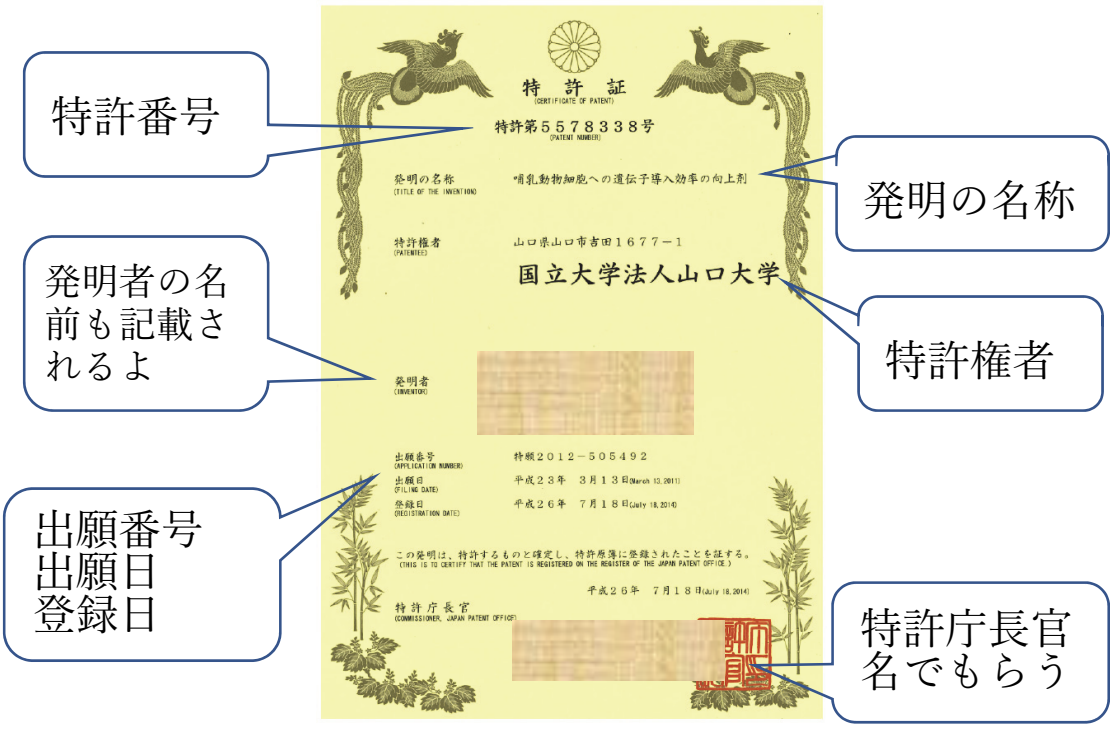

知財で一句！「こ」　　（keyword：商標権）

解説　商標権だけ更新可？なんで？

商標権の存続期間は登録日から 10 年ですが、特許権や意匠権と異なり更新が可能です（半永久的に権利維持が可能）。なぜ商標権だけ？ それは商標法の目的に特許法や意匠法にはない「需要者（消費者や商品等の取引業者など）の利益を保護」があるからです。つまり、権利者が商標を付した商品又は役務（サービス）を市場に提供し続ける限りは、その商標についても継続的に保護することで公正な取引秩序が図られ、「需要者の利益を保護」することになります。

例）商標登録第〇〇〇〇号
「XXXXZZZZ」
（登録日：1977 年３月１日）

●ロングセラー商品の商品名やロゴ（商標）には、製造元企業の信用が化体する

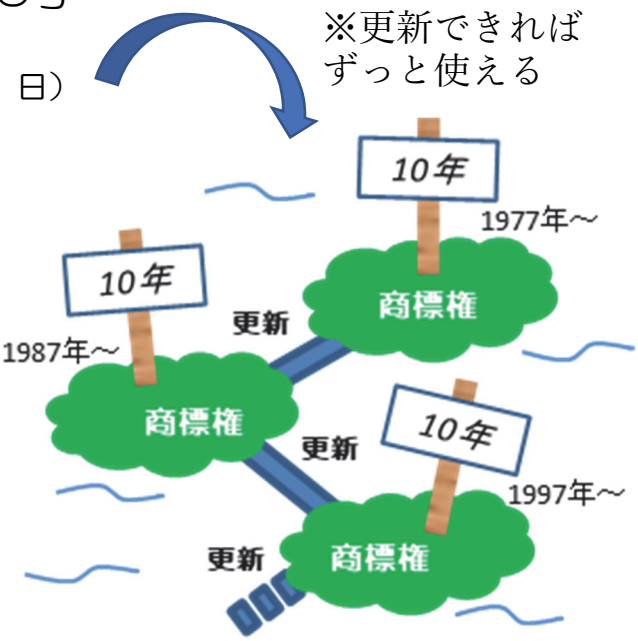

知財で一句！「さ」　　（keyword：育成者権）

さがほのか
権利を保護する
種苗法

解説　育成者権？種苗法？

育成者権（品種登録制度）とは、果物や野菜、花、樹木など植物の新品種の創作を保護するもので、特許権や著作権などと同じ知的財産権のひとつです。基盤となっている法律は種苗法です。新しい品種を作るには大変な時間と労力、費用がかかります。例えば、一つの新品種を作るには 10 年以上の時間がかかるともいわれます。もし、そうして作られた新品種を保護しなかったら第三者は容易にその新品種を利用でき、作り手は次の新しい新品種を作る意欲が減退してしまいます。そこで農林水産業の発展を目的として将来にわたってよりよい品種を作ってもらうためにあるのが育成者権（品種登録制度）です。

●種苗法で保護されるのは、植物の新品種

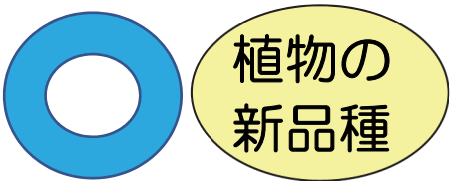

※在来種や動物は保護されない

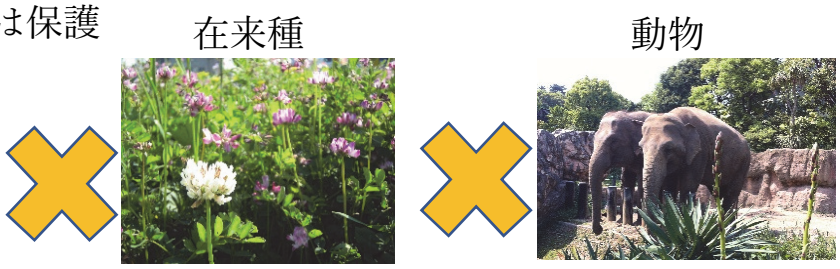

知財で一句！「し」　　（keyword:実用新案権）

し

実用新案
考案なので
無審査登録

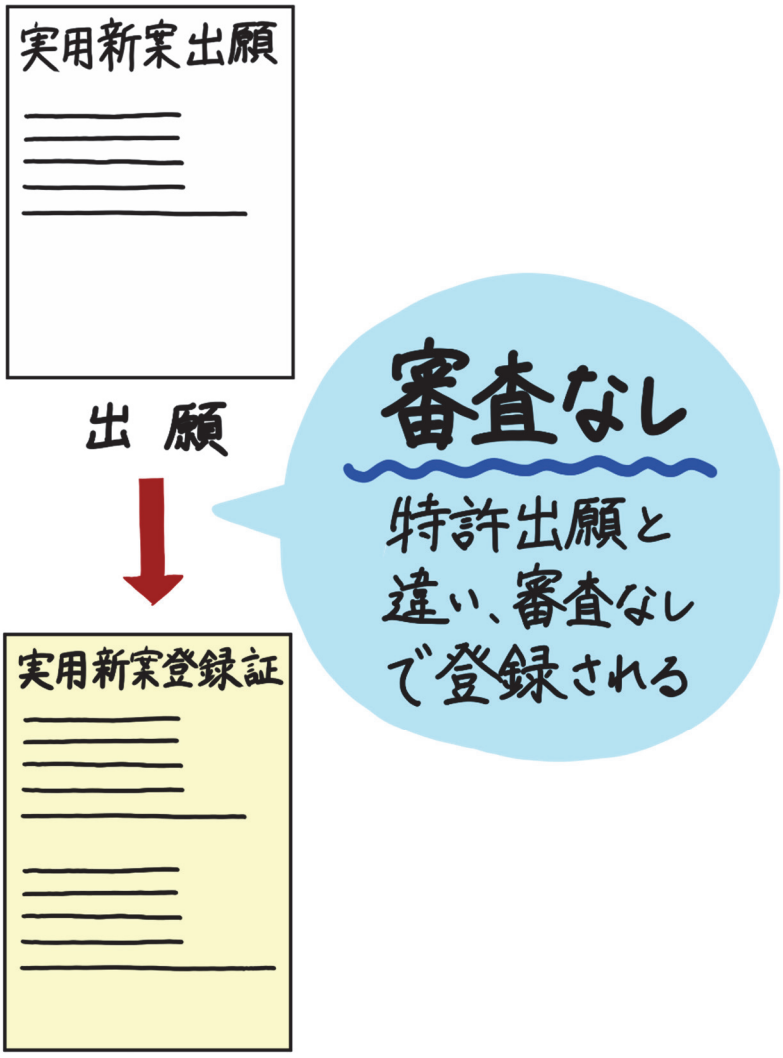

解説　審査なしで権利取得？なんで？

考案（小発明）を実用新案登録出願すると、審査官による実体審査なくそのまま登録されます。つまり、無審査で実用新案権（出願日から 10 年間の独占権）を取得できるということです。ただし、第三者に対して権利行使をするには、技術評価書（登録の有効性について審査官が評価したもの）を提示して警告する必要があります。短いライフサイクルの考案を先に長い時間をかけて審査するより、侵害等の問題が起こった時に対処する方が効率良いということですね。

●実用新案技術評価書

① 出願人／実用新案権者又は第三者が、特許庁に技術評価書を請求（誰でも請求することができる）

② 特許庁は、先行文献調査を行い登録要件を満たしているか否かを評価、その結果を技術評価書として請求人に送付

③ 出願人／実用新案権者は、技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利行使できない

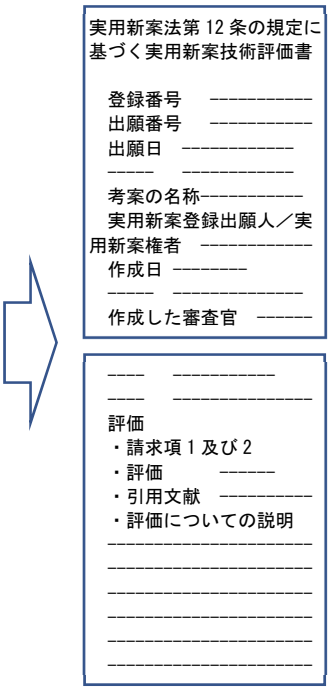

知財で一句！「す」　　（keyword:著作権）

す ストリーミング ダウンロードに 該当せず

データとして保存する場合はダウンロード

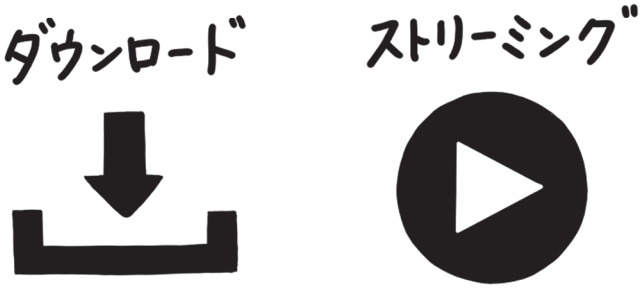

みるだけならストリーミング形式

解説　違法ダウンロード？

インターネット上に違法にアップロードされている映像・音楽をその事実を知りながらダウンロードする行為は、違法ダウンロードに該当し違法行為です（刑事罰の対象）。たとえ自分が楽しむための目的であっても許されません。但し、タウンロードとはそもそもデータを落とす（ここでは映像・音楽のデータをインターネット上から自分の PC 等に落とす）ことです。すなわち、動画配信サイトなどでデータを落とさないでストリーミング形式で視聴することは違法ダウンロードには該当しないということです。

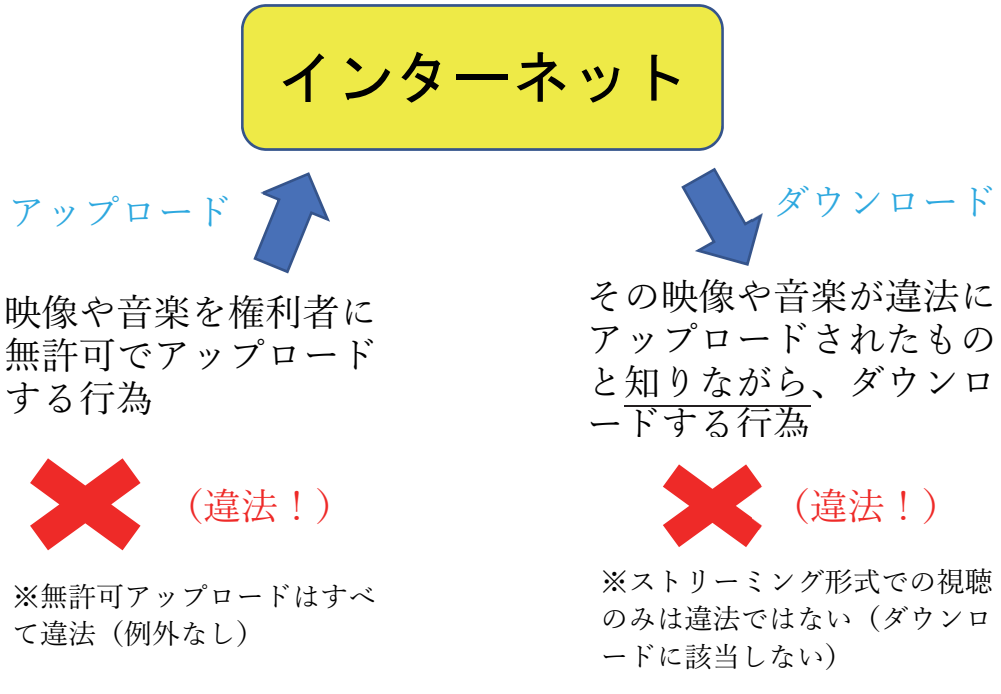

知財で一句！「せ」　　（keyword:特許権）

先願主義
一番乗りに
権利付与

先願主義

解説　先に手続きした者勝ち？

同じ発明をした者が複数いる場合、先に特許出願を行った者が特許権を取得することができるというのが先願主義です。これに対して先に発明をした者が特許権を取得することができるというが先発明主義です。過去、アメリカだけが先発明主義を採用していましたが 2013 年 3 月 16 日以降先願主義に移行し、現在では特許制度のある国はすべて先願主義となっています。

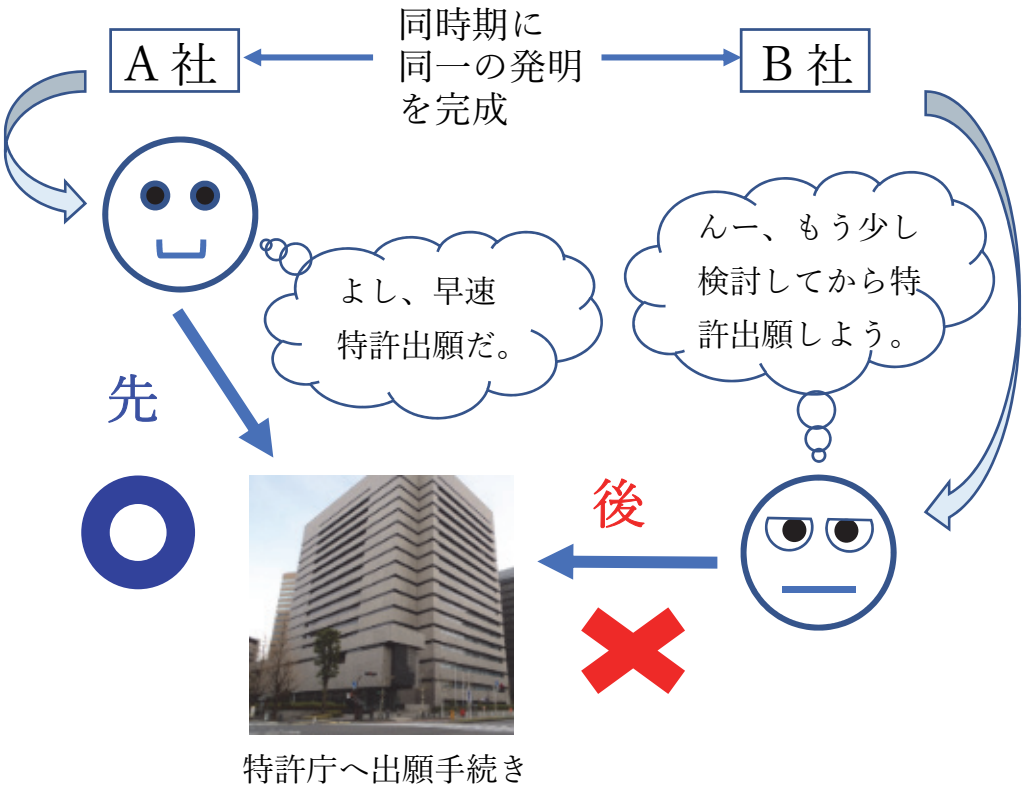

知財で一句！「そ」　　（keyword:特許権）

そ

早期審査
早くできるよ
権利化を

はやい
はやい

これで安心
して事業化
できる

解説　早く審査してもらえるの？

特許出願後 3 年以内に審査請求を行うと審査官による実体審査（新規性や進歩性などの特許取得要件の審査）が行われますが、実は審査請求を行っても直ちに実体審査がされるわけではありません（審査待ち期間：平均 9~10 ヶ月程度）。日本では 1 年間で約 30 万件弱の特許出願がされ、そのうち 6~7 割前後が審査請求されます。1700 名足らずの審査官ではとてもリアルタイムでの対応は難しいということですね。審査待ち期間を短くしたいという方にお勧めなのが早期審査制度です。早期審査の申請をすると待ち期間は平均 3 ヶ月以下となり、通常に比べ大幅に短縮することができます。

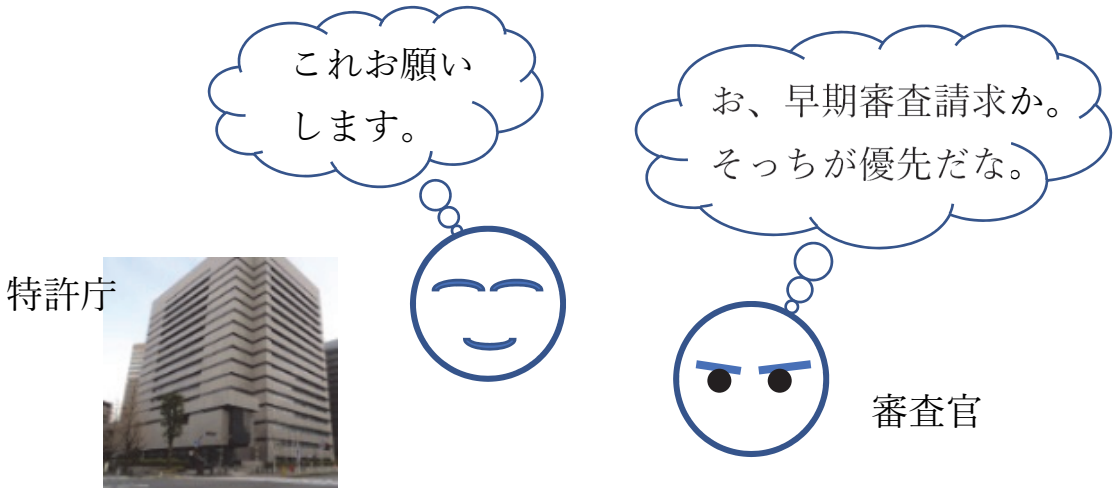

知財で一句！「た」　　（keyword:著作権）

他者作品
知らない場合
依拠性なし

～スケッチ大会で

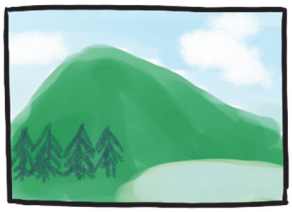
Aさんの作品

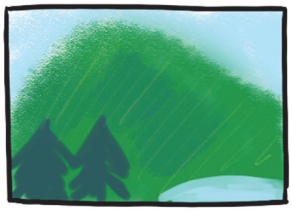
Bさんの作品

依拠してなければ

非侵害

解説　依拠性の有無が分かれ道？

自分が制作した作品が、既存の他人の作品に酷似している場合（類似性あり）、必ず著作権侵害となるのでしょうか。実はその既存の他人の作品を全く知らずに接する機会もなかった場合、（依拠性なし）、そのことを立証できれば著作権侵害とはなりません。一方、他人の作品を知りながら（依拠性あり）、同じような作品を制作することは（類似性あり）、著作権侵害とされる可能性が否めません。

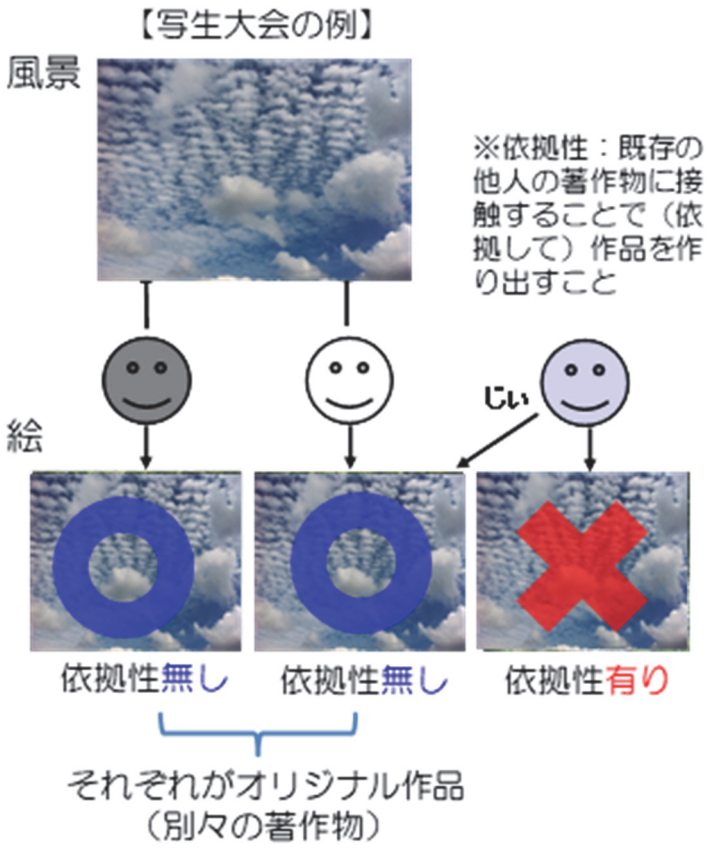

知財で一句！「ち」　　（keyword：裁判所）

ち

知財が専門
東京・大阪
知財高裁

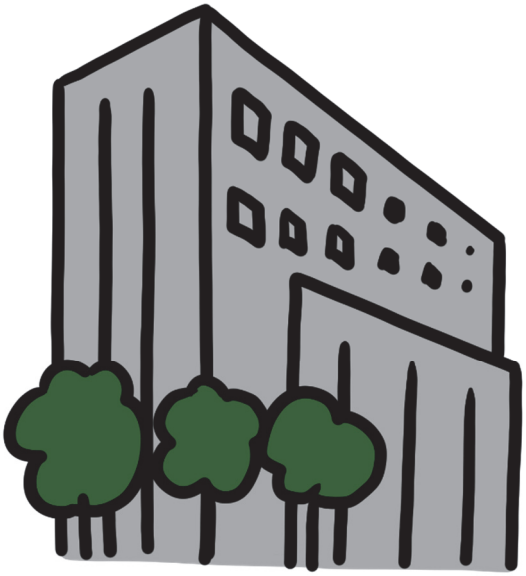

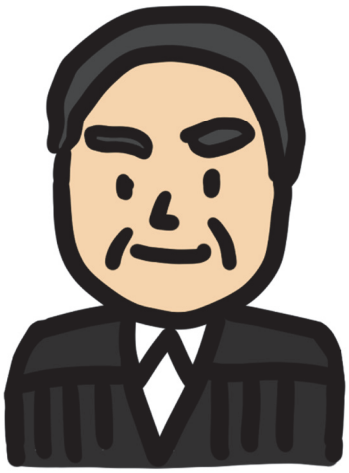

知財の高裁

解説　知財を専門に扱う裁判所？

知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実と迅速化を図るため、平成 17 年 4 月 1 日に知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所として設置されたのが、「知的財産高等裁判所」（略して「知財高裁」）です。それまでは、東京高等裁判所の中に知的財産権関係事件を取り扱う専門部が設けられていました。その流れで知財高裁は現在でも東京高等裁判所の特別の支部としての位置づけとなっています。

知財で一句！「つ」　　（keyword:特許権）

解説　構成要素は少ない方が良い？

特許請求の範囲の請求項には、特許出願人が権利として保護したい技術範囲を記載します。請求項が長い文章の場合、一般的に発明を構成している要素は多く、得られる特許権の範囲は狭いとされます。逆に、請求項が短いと発明の構成要素は少ないことが多く、得られる特許権の範囲は広くなります（強い特許）。例えば、請求項が「ＡとＢとＣとＤから成るＸ」よりは「ＡとＢから成るＸ」の方が発明を構成している要素は少なく、権利範囲としては広くなる（強い特許）ということです。

構成要素：1～4

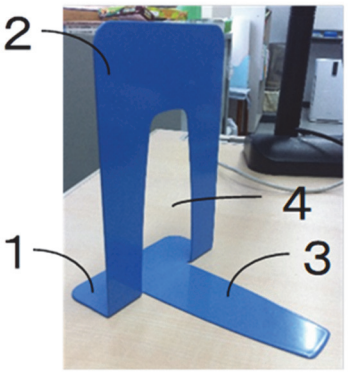

【請求項】基板１と、
基板１の端縁に立設した側板２と、
側板２の中央部分に開口４を設け、
前記中央部分を折り曲げて基板１
の端縁から延びる延長部３とした
ブックエンド

権利範囲

構成要素：1と2

【請求項】基板１と、
基板１の端縁に立設した側板２
とからなるブックエンド

知財で一句！「て」　　（keyword:弁理士）

手続きは
任せて下さい
弁理士へ

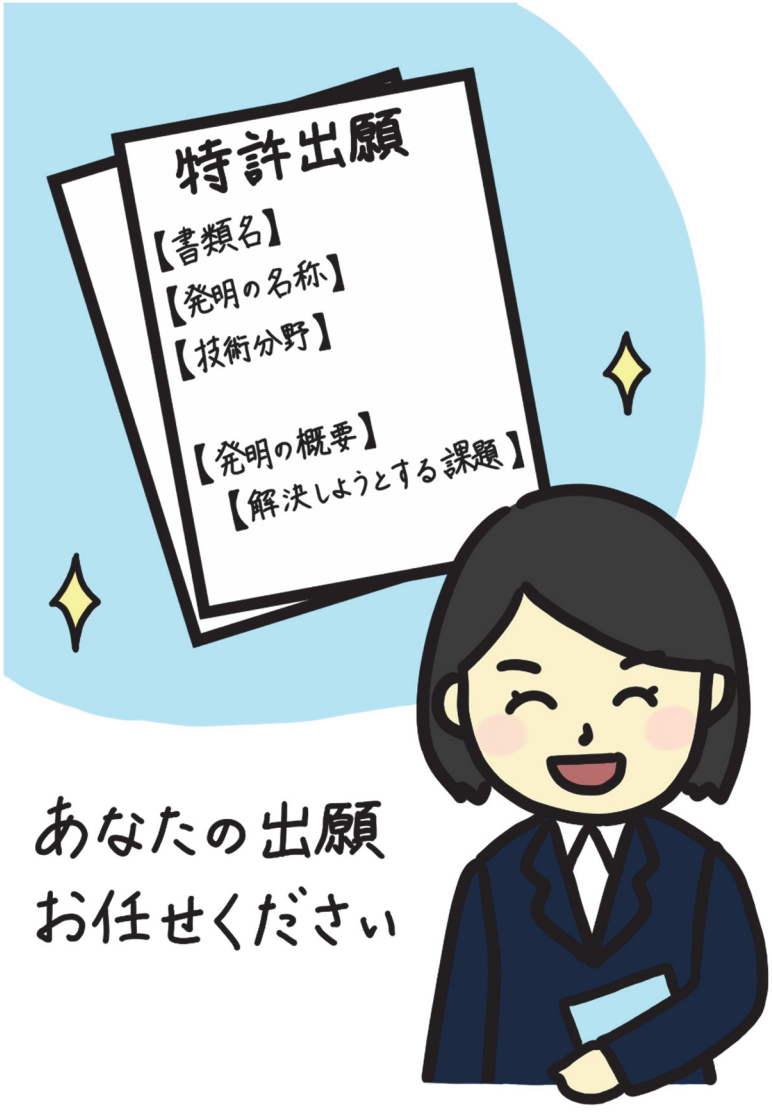

解説　手続きを代理してくれるの？

特許権を取得するための手続きは、書類作成から特許庁とのやり取りなど一般の人には難しく煩雑です。そこで、訴訟を代理する弁護士と同じように、特許出願等を代理するのが弁理士です。弁理士は知的財産に関する専門家であり、弁理士試験に合格することで資格を得ることができます（国家資格）。弁理士は特許庁への手続き代理だけでなく、権利侵害に関する対策や知的財産全般についての助言・コンサルティングなど、知財活動における強い味方です。

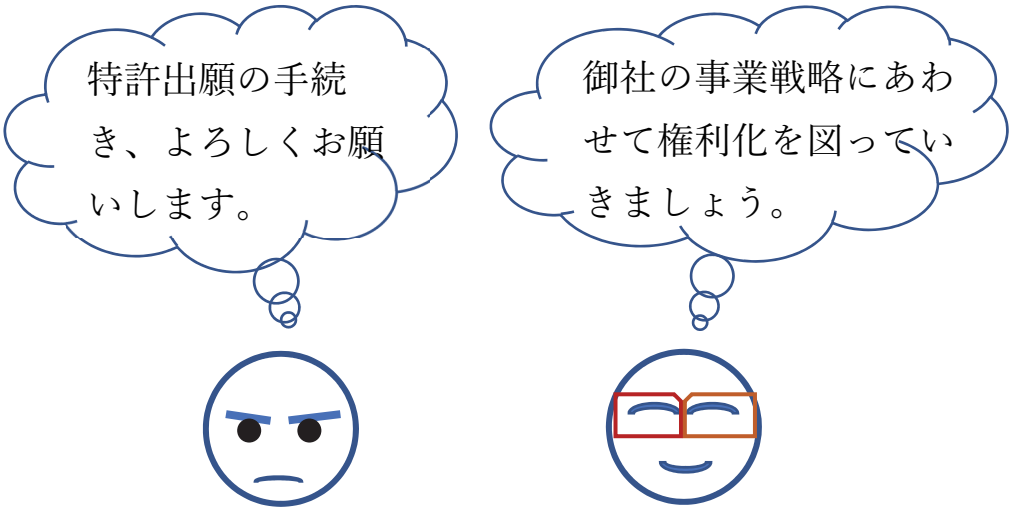

X社　　**弁理士**

※知的財産の専門家

知財で一句！「と」　　（keyword：特許権）

解説　事前の調べが大事？

特許権を取得するための要件の一つに新規性（全く新しいこと）があります。新規性のない、つまり世の中に既にある発明については特許権を取得できません。そこで事前に従来技術としてどのようなものがあるのかを調べることが大事です。特許情報は特許情報プラットフォーム（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/）から調べることができます。特許出願前だけでなく、研究開発や技術開発を行う前に特許情報を調べることで、研究の方向性決めや無駄研究の防止などにも役立てることができます。

●特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

・インターネットを通じて、
・誰でも
（世界中どこからでも）
・無料で
特許公報や公開特許公報などの特許情報を調べることができる

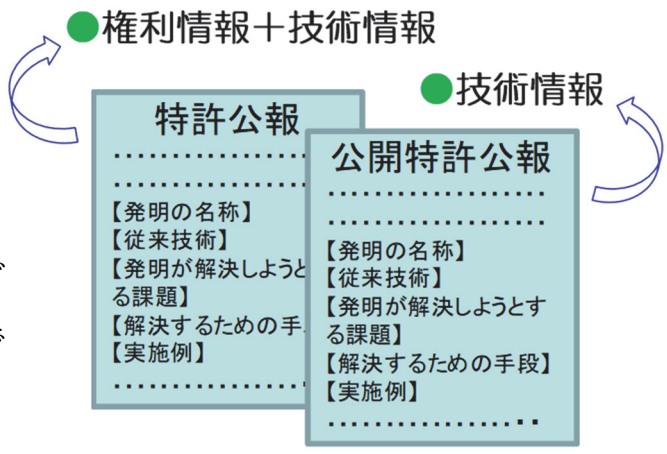

知財で一句！「な」　　（keyword:商標権）

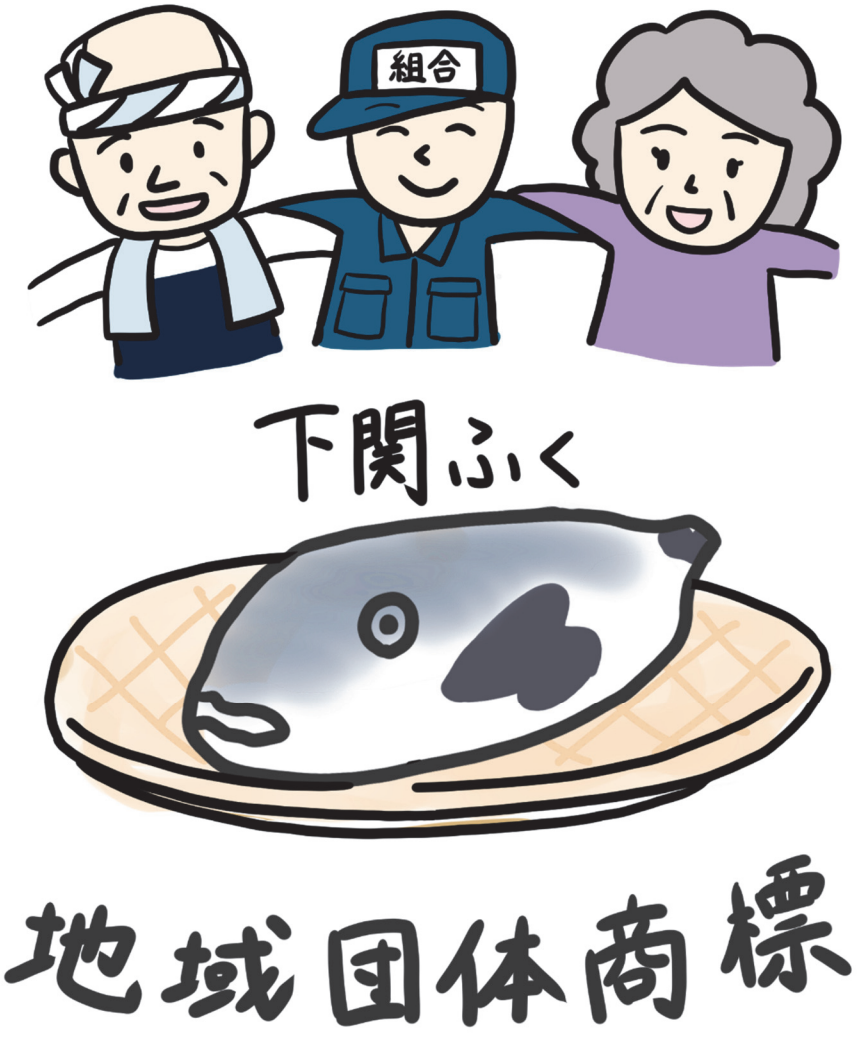

解説　地域おこしの強い味方？

近年、全国的に地域ブランド作りが盛んにおこなわれており、「地域名＋商品名」からなる商標をみかけます（例：下関ふく）。以前はこのような「地域名＋商品名」からなる商標は、識別力を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により商標登録を受けることはできませんでした。しかし、特色ある地域づくりの一助となるよう平成 18 年 4 月 1 日から地域団体商標として登録ができるようになりました。地域団体商標は、その性質上、地域に根ざした団体（組合や商工会等）が出願人となります。そして登録された地域団体商標は、その団体の構成員（組合員等）であれば誰でも使うことができます。

●出願・権利存続中の地域団体商標

799 件（J-PlatPat 調べ、2022.4.14）

・関さば（商標登録第 5005588 号）
・下関うに（商標登録第 5029897 号）
・今治タオル（商標登録第 5060813 号）
・神戸牛（商標登録第 5068216 号）　etc.

知財で一句！「に」　　（keyword：商標権）

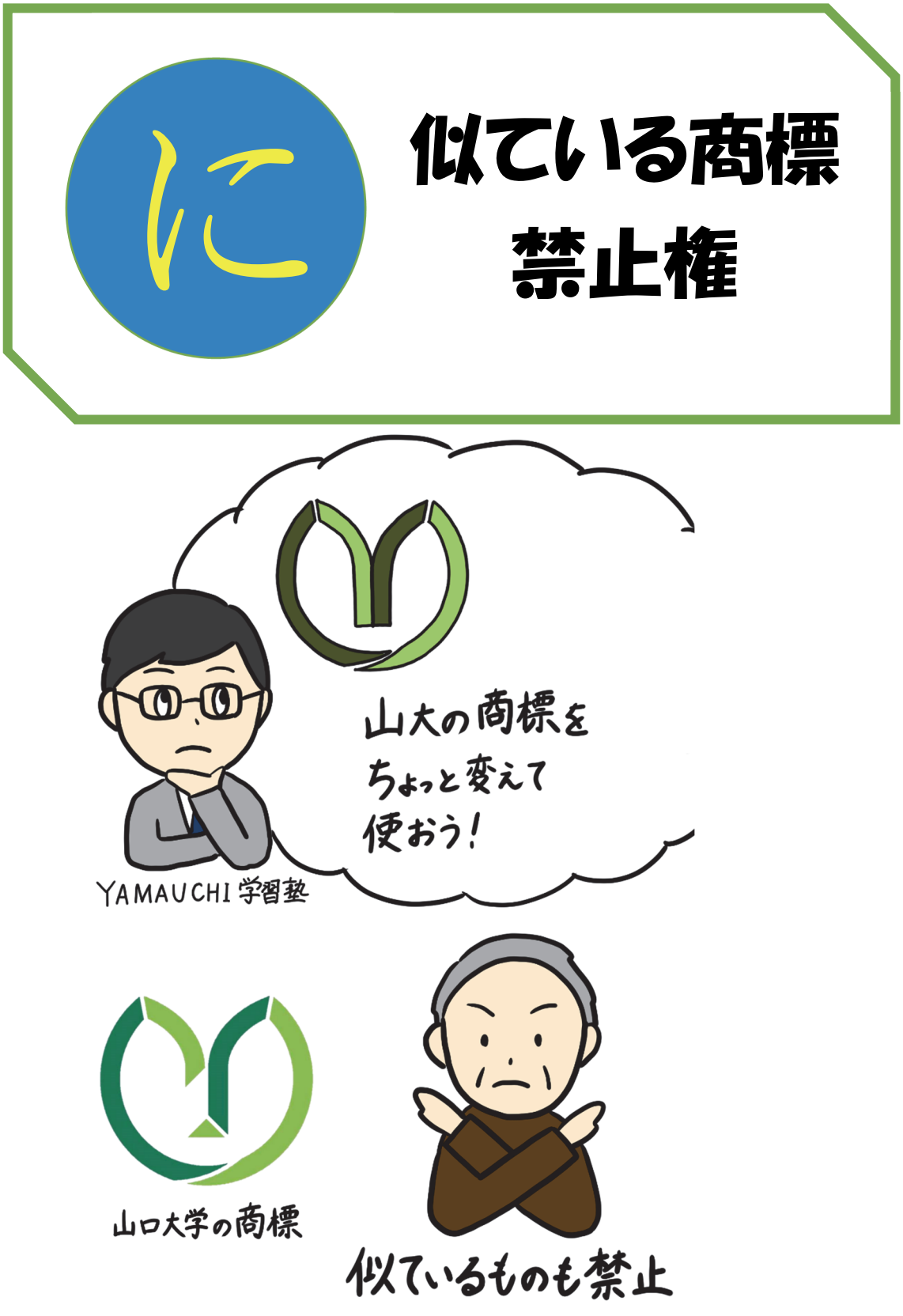

解説　類似の範囲まで効力？

商標権の効力は、類似の範囲まで及びます。例えば、X社が「ABCD」（指定商品：コーヒー）を商標登録しているとします。そこに、Y社が「ACBD」という商品名でココアを販売したとします（商標登録はなし）。この場合、X社はY社に対して「ACBD」の使用の差し止めを請求することができます。それはY社の商品名「ACBD」がX社の登録商標「ABCD」に類似、且つY社の商品「ココア」がX社の登録商標の指定商品「コーヒー」と類似の範囲にあるからです。このように登録商標と類似の範囲にあるものの使用を差し止めることができるのが禁止権です（排他権とも言います）。

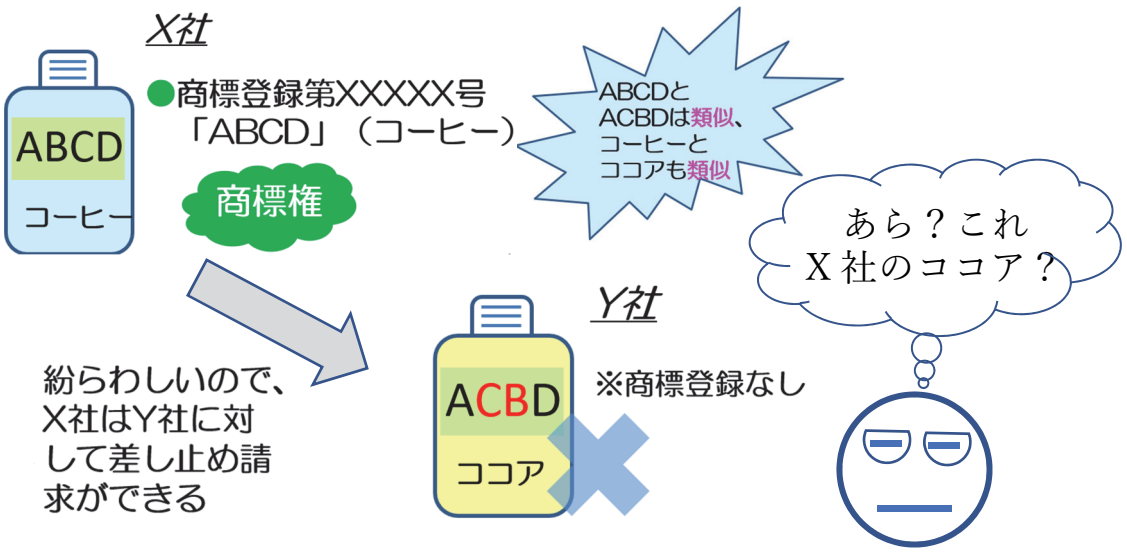

知財で一句！「ぬ」　　（keyword:特許権）

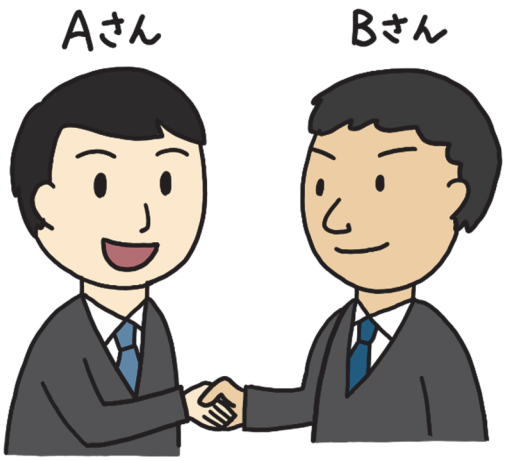

抜けがけすると大変なことに

共同開発

↓

特許出願
【出願人】
A·B

特許を受ける権利が共有となっているので共同で出願

一緒に開発したので一緒に出願

解説　共同発明はみんなで出願？

X 社の A さんと Y 大学の B 教授は、共同研究の成果（A さんと B 教授の共同発明）を特許出願しようと考えています。この場合、一般的に A さんは X 社に、B 教授は Y 大学にそれぞれ特許を受ける権利を譲渡し、特許出願は X 社と Y 大学の共同出願となります。ここで、もし X 社が独断で、Y 大学にだまって X 社単独で特許出願をしてしまった場合（発明者も A さんだけ）、これは冒認出願として無効理由を含みます。つまり、特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができないということです。

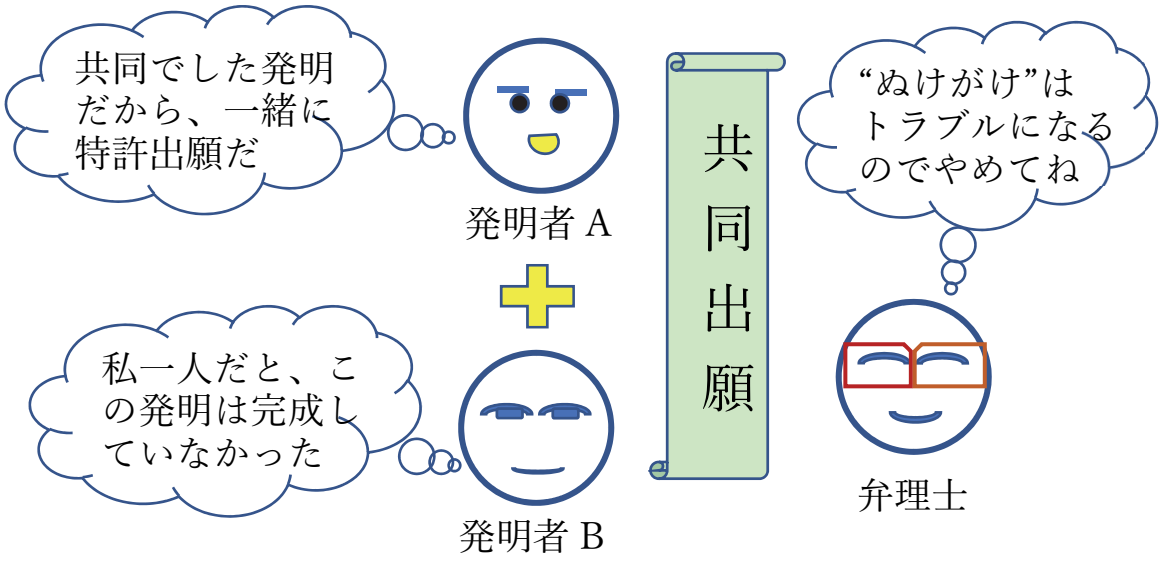

知財で一句！「ね」　　（keyword:著作権）

解説　研究不正行為と著作権？

捏造（ねつぞう）とは、ありもしないことをでっちあげることです。研究においては、何の実験もしていないのにあたかも実験をしたかのように実験データを作りあげることは捏造です。このような行為は研究不正行為となりますので、研究者倫理の観点から絶対にしてはいけません。このほかにも研究不正行為としては、改ざん（研究データを自分の都合の良いようにかきかえる）、盗用（他人の研究成果を盗み自分のもののように利用する）などがあります。特に、盗用は著作権法とも関係します。例えば、他人の研究成果である写真や図などを無断で利用することは著作権侵害（複製権侵害）になり得ます。

●研究不正がないことを証明するのに役立つ研究ノート

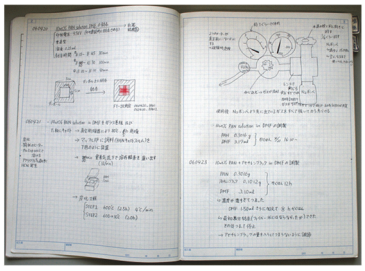

※研究ノートの書き方

・鉛筆は使用しない。ボールペン・万年筆等の消せない筆記具を使用。
・記入者は研究したその日に記入し，年月日も記述する。
・アイデア・着想はすぐに記入する。
・頁の順番に記入する。
・できるだけ余白ができないように記述し，余白の部分には斜線や×印を記入するか，「以下余白」と記述する。
・データ出力用紙や資料等貼付の場合は割り印と日時等を記述する。
・修正の際は「見え消し」にする，二重線を引き修正前の文字が確認できるようにする。
・確認者の署名と確認年月日を記述する。
・保管は施錠できるところで厳重に管理する。
・卒業時，大学院修了時にはそのまま一定期間保存する。

知財で一句！「の」　（keyword:不正競争防止法）

の ノウハウは秘密管理でずっと保護

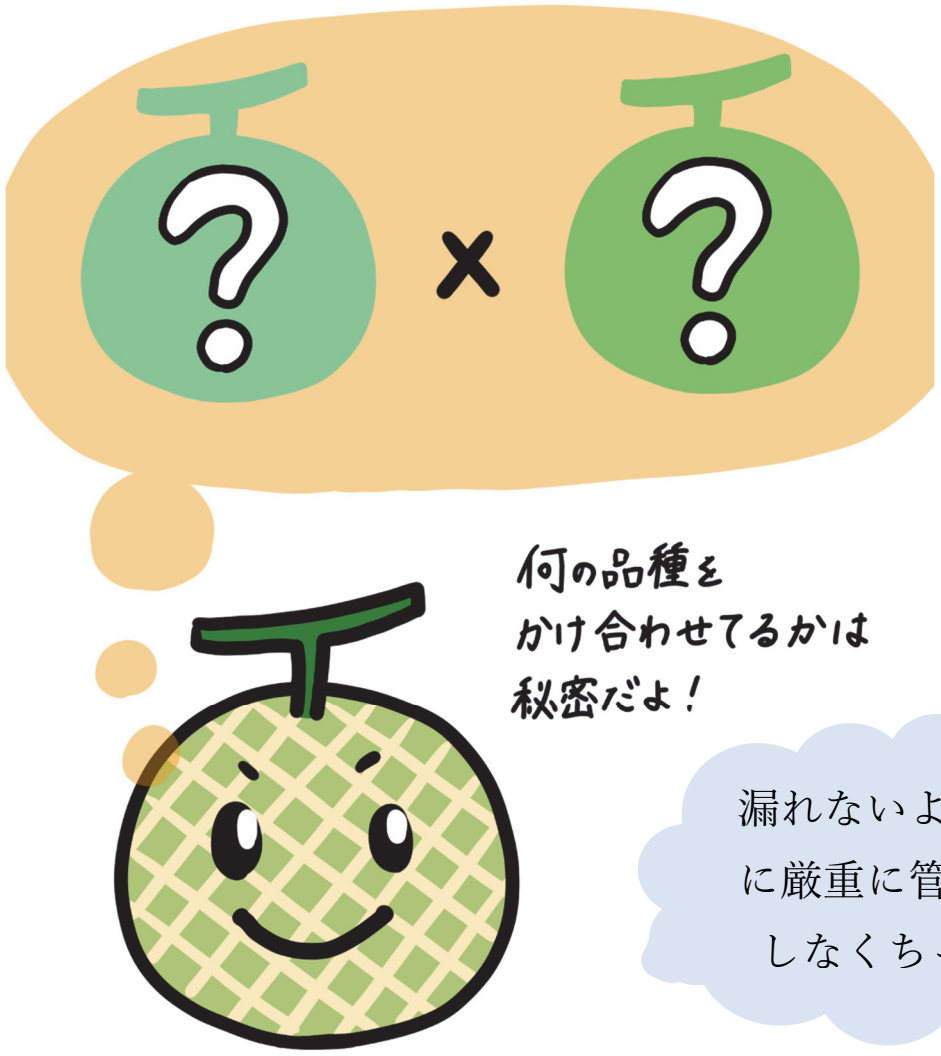

解説　漏れるとおしまい？

ノウハウとは、秘伝のたれの作り方のような門外不出の技術情報のことで、不正競争防止法で保護されます。ノウハウは、他人から技術内容を見られることがなく、特段の手続きも不要、保護期間も秘密として管理されている限り存続しますので半永久と言えます。いいこと尽くしに見えますが、一度漏れてしまうと保護されない、他者が独自で同じ技術を開発した場合先に特許権を取られる可能性がある、などのデメリットもあります。

●技術の公開が前提の特許と、秘匿が前提のノウハウ

	メリット	デメリット
特許（技術の公開）	・独占的排他権（他者の参入を許さない） ・権利範囲が明確 ・侵害に対する対応が容易（差止め、損害賠償）	・公開が保護の前提 ・手続きが必要（特許出願をして審査を経て登録されてはじめて特許権が得られる） ・保護期間が有限（出願日から20年） ・国ごとに権利化が必要
ノウハウ（技術の秘匿）	・他人から技術内容を見られることがない ・特段の手続きが不要 ・保護期間は半永久（秘密として保護されている限り存続） ・特許の保護対象にならないものも保護可能	・秘密として管理されていることが保護の前提（社内であっても不特定多数の人が知り得る状態の場合はNG） ・他者に先に特許権を取られる可能性がある（先使用権を主張できるよう、公証人役場を利用するなどして証拠を残すことが肝心） ・第三者に模倣されても差止めや損害賠償請求はできない

知財で一句！「は」　　（keyword：知的財産権）

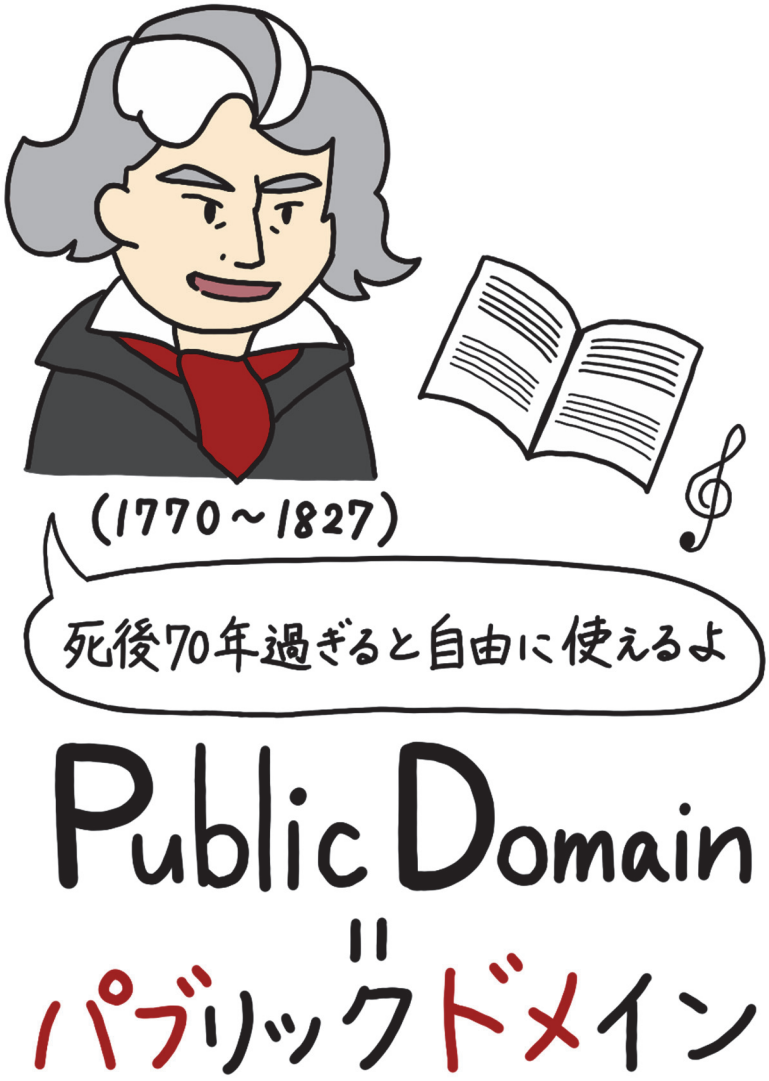

解説　パブリックドメイン？

特許権の権利存続期間は「出願日から 20 年」、著作権の権利存続期間は「創作時から著作者の死後 70 年」ですが、その期間が満了した発明や著作物はどのような扱いになるのでしょうか。実はそれらは社会の公共の財産となり、誰もが自由に利用することができるようになります。このような知的財産権が消滅した状態やそもそも発生していない状態（例：サルの自撮り写真に著作権は発生しない）のことをパブリックドメイン（略して、パブドメ）といいます。和名では「公有」とも言います。

●著作権の存続期間（始期と終期）とパブドメ

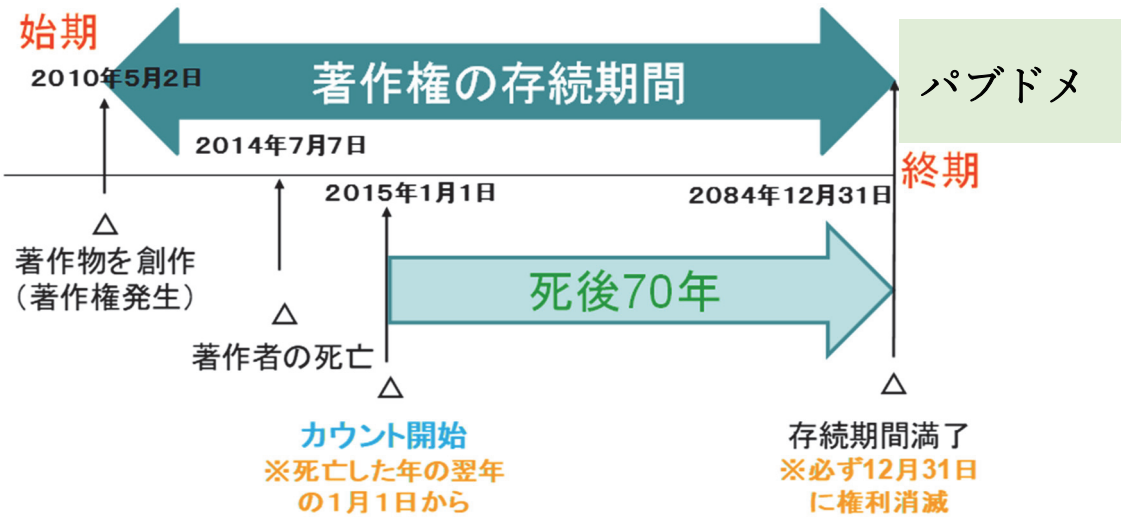

知財で一句！「ひ」　　（keyword:意匠権）

ひ

美感が必要
意匠権

解説　美感性？

意匠法で保護される意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」です。ここで、「美感を起こさせる」とは、美術品のような高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足ります。例えば、滑り止めの模様入りのタイヤは、「美感性あり」と言えます。一方、創作者がまったく美的処理を考えていないものは保護対象から排除されます。例えば、単なる四角い形の油取り紙（模様なし）は、「美感性なし」とされます。

●美感性　≠　高尚な美

・形状等が機能や作用効果が主目的であっても、美感を起こさせるものであれば良い（機能美）

・創作者が何かしら美的処理を考えているものであれば良い

油取り紙
（単なる四角い形）

油取り紙
（模倣が施されている）

知財で一句！「ふ」　　（keyword：特許情報）

ぷらっと寄って
ぱっと調べる
J-PlatPat

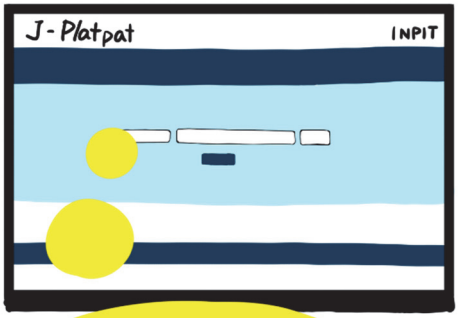

早速、アクセス
https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

解説　特許情報、どこで調べるの？

新たな研究開発・技術開発のさらなる活性化には、技術情報の宝庫である特許情報の効率的な活用が不可欠です。そのため、特許庁所管の独法である工業所有権情報・研修館（INPIT）では、インターネットを通じてだれでも、いつでも、どこからでも、無料で特許情報を検索できる「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を提供しています。J-PlatPat には、「ぷらっと」寄って、必要な技術情報を「ぱっと」調べられるようなユーザーフレンドリーなサービス提供ができるようにという願いが込められています。

●簡単に検索（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/）

知財で一句！「へ」　　（keyword:特許権）

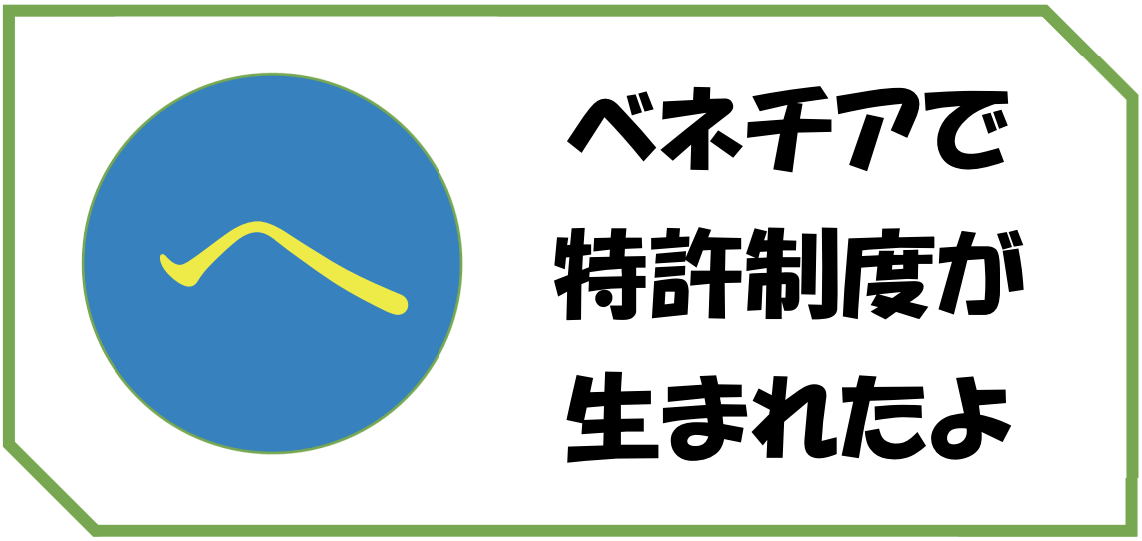

世界最古の特許法は中世の
ベネチア共和国で生まれた！

解説　特許制度はいつ始まった？

近代特許制度の起源は、イタリアのベネチア共和国の「発明者条例」(1474 年) とされます。発明者に一定期間独占権を保証することで人々の発明への意欲を湧かせ、技術・工芸の発展を大きく促進させました。かのガリレオ・ガリレイもこの制度を利用し、「灌漑用揚水機」の特許権を取得し、産業の発達、社会の福祉に貢献しています。ちなみに、日本の特許制度の始まりは 1885 年の「専売特許条例」です。

●特許制度の歴史

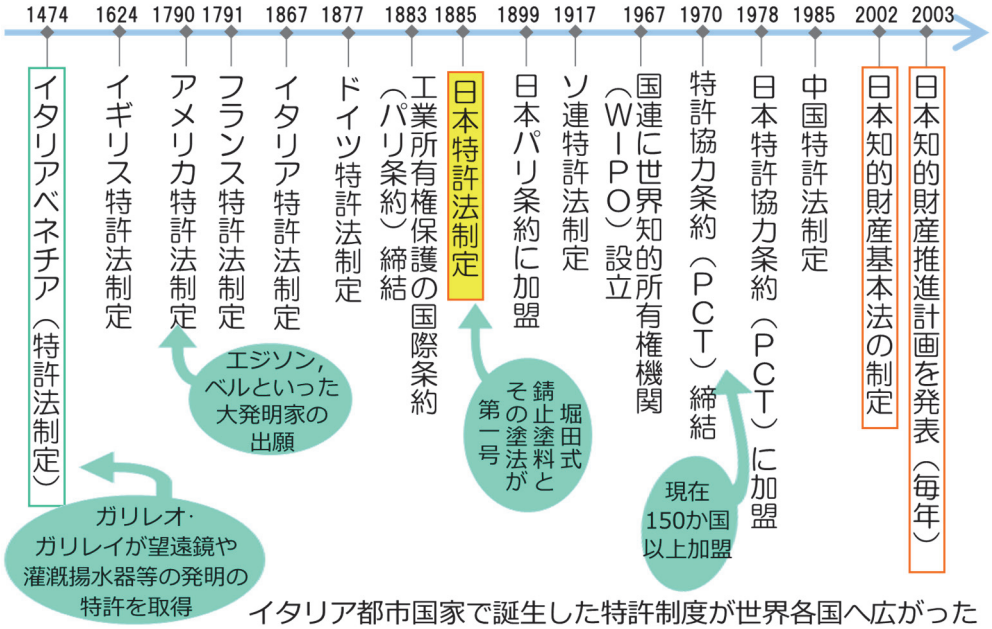

イタリア都市国家で誕生した特許制度が世界各国へ広がった

知財で一句！「ほ」　　（keyword：商標権）

ホログラム
今は商標登録
できますよ

角度によって絵が変わる

解説　商標の種類、いろいろ？

商標登録できる商標の種類としては、従来、文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標の５つでしたが、2015 年４月より新たに色彩の商標、音の商標、動きの商標、ホログラムの商標、位置の商標が保護対象に加わりました。ホログラムの商標とは、ホログラムに映し出される図形等が見る角度によって変化して見える商標のことです。このようなホログラムが識別能を有する

●商標の種類

①文字商標…文字のみからなる商標

②図形商標…幾何学的模様等の図形のみから構成される商標

③記号商標…暖簾（のれん）記号、文字を図案化し組み合わせた記号等

④立体商標…立体的形状からなる商標

⑤結合商標…文字・図形・記号等の二つ以上の組み合わせからなる商標

⑥色彩の商標…単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標

⑦音の商標…音楽、音声、自然音等からなる商標

⑧動きの商標…文字や図形等が時間の経過に伴って変化して見える商標

⑨ホログラムの商標…文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標

⑩位置の商標…図形等が常に商品の特定の位置に付されることによって、識別力を獲得する商標

知財で一句！「ま」　　（keyword:国際条約）

解説　国際条約、国内法とも関連？

「マドリッド（協定議定書）」とは正式名称「標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書」のことで、商標の国際登録に関する条約です。そして、意匠の国際登録に関する条約が「ハーグ」（正式名称「ハーグ協定」）、特許の国際出願に関する条約が PCT（正式名称「特許協力条約」）です。そして、これらの条約の大枠としてある国際約束が「パリ条約」（工業所有権の国際的保護を図ることを目的した条約）です。商標法や意匠法、特許法などの国内法は、これらの国際条約と関連し整備されています。

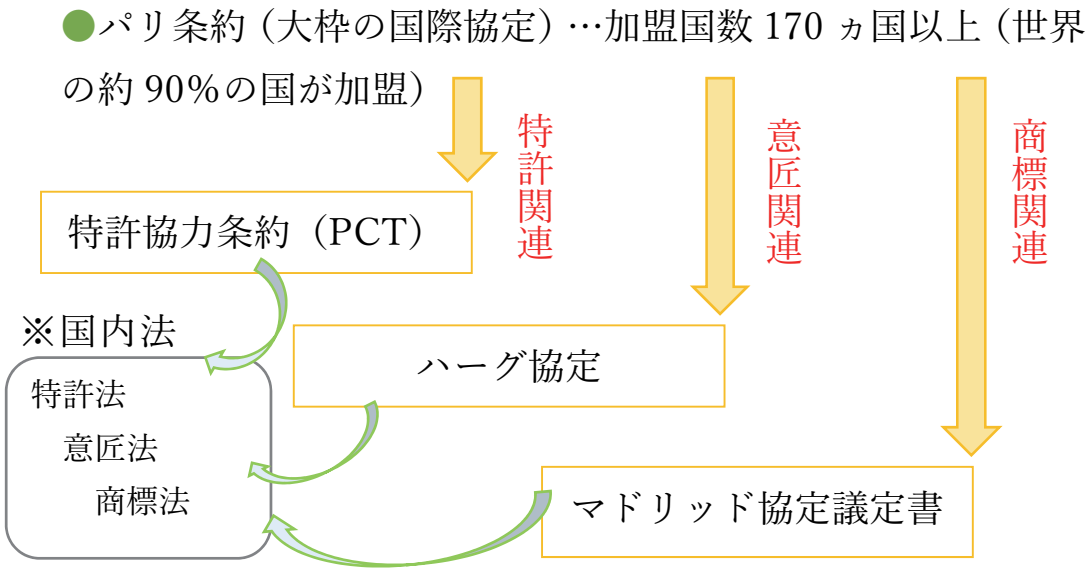

知財で一句！「み」　　（keyword:知的財産権）

み

水際で
税関バリア
侵害品

解説　侵害品の輸入差し止め？

税関は、知的財産権侵害物品の日本への輸入を差し止めることができます（水際取締制度）。侵害物品の輸入による消費者の混乱防止等、国民の安全安心の確保という公益目的のための制度です。知的財産権侵害物品は薬物や拳銃などと同じ関税法上の「輸入してはならない貨物」として位置づけられていますが、日本では 1 年間で 50 万点を超える侵害物品が差し止められています。たった一回の税関検査により場合によって 1 万点以上の侵害物品を一網打尽にできる水際取締制度は、非常に効果的で知的財産立国を目指す日本においては必要不可欠で有用な制度といえます。

●令和 3 年度の侵害物品の輸入差止は 81 万点。前年比 39%増。知的財産権別では商標権に関する輸入差止が 75.9%と最も多く、次いで著作権 11.8%, 意匠権 9%、特許権 3.3%。

（財務省、「令和 3 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」より）

知財で一句！「む」　　（keyword：特許情報）

むだ研究
防ぐためにも
特許情報調査

解説　特許情報、使い道いろいろ？

特許情報とは、主に「特許庁が発行する公報と公報の内容を加工したものの総称」のことです。特許庁が発行する公報は、明治以降現在に至るまで１億件以上が蓄積されており、まさに技術情報の宝庫といえます。そして、特許情報には特許情報プラットフォーム（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/）を通じて、誰もがアクセスできます。特許情報を調べることは、他者の権利の確認（侵害の回避）だけなく、最新技術情報や技術開発の動向把握にも有効です。つまり、既に開発済みの技術と同じ重複研究（無駄な研究開発）を防ぐことができ、研究開発の方向性を決める上でも有効です。

●特許情報、どんなときに調べる？

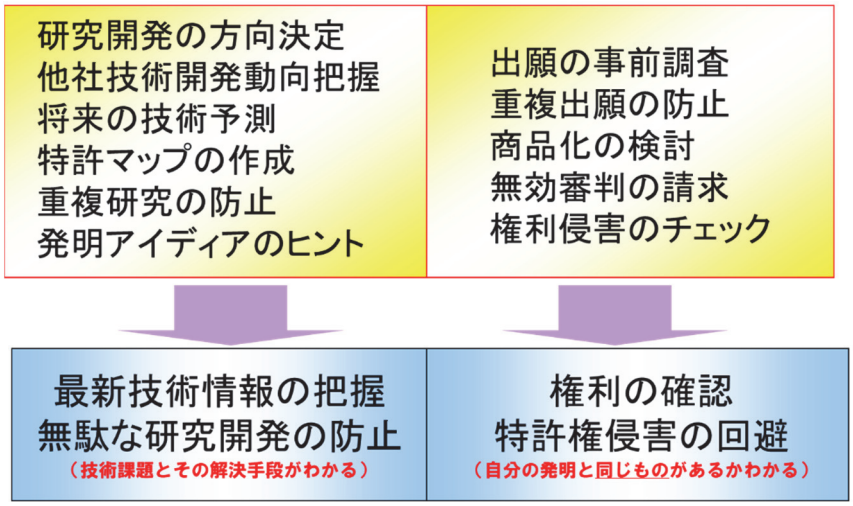

知財で一句！「め」　　（keyword:特許権）

解説　特許出願に必要な書類？

特許出願に必要な書類としては、①特許願…発明者や出願人等の書誌事項を記載、②特許請求の範囲…特許として保護を受けたい技術的範囲を記載、③明細書…発明の内容を記載、④図面…発明内容がわかる図面（不要な場合も有る）、⑤要約書…発明全体ポイントを簡潔に記載、の五つがあります。この中で最も重要な書類は「特許請求の範囲」です。次いで重要なのが「明細書」です。明細書には従来技術、発明が解決しようとする課題、課題を解決するための手段、発明の効果、実施例など第三者がみてその発明を実施できる程度に記載しなければなりません。

● 特許出願に必要な５つの書類（図面は任意）

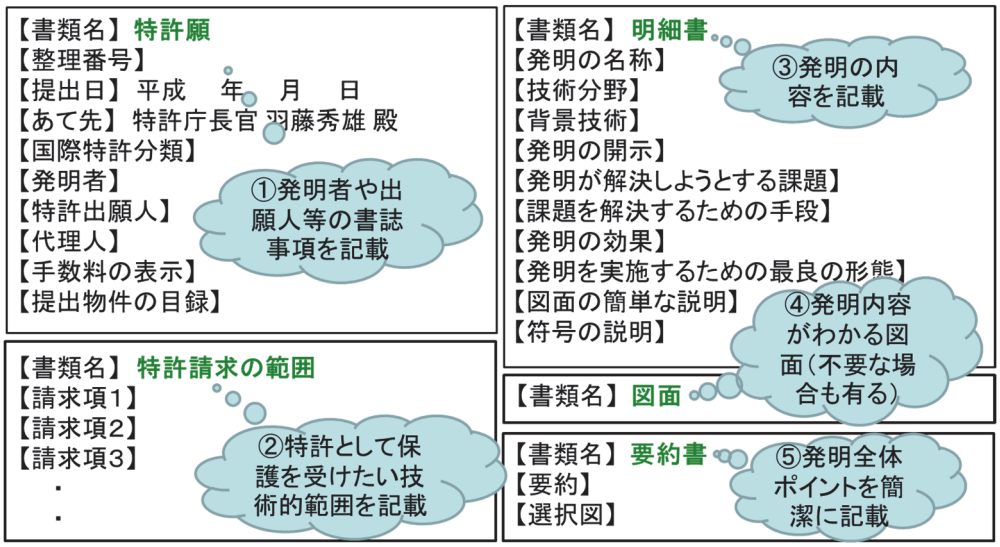

知財で一句！「も」　　（keyword：特許権）

模倣品
買えばあなたも
共犯者

有名ブランドの
模倣品

解説　模倣品は無視？

権利者に無断で模倣品（ニセモノ）を製造販売することは犯罪行為ですが、これを資金源として活動している犯罪組織が存在します。ニセモノを買うことは、このような反社会的行為を繰り返す組織に加担することと同じです。他者の知的財産権を侵害し、利益を搾取しているニセモノ、決して買わないようにしましょう。

●ニセモノは、損をする？

ニセモノがでまわると正規品を製造販売している企業は、利益がでにくくなり、そこで働く従業員にしわ寄せがきます。もし自分の家族がそこに勤めていたらどうでしょう。ニセモノを放っておくと、一生懸命に開発した人たちの苦労、努力が報われない上に、その家族まで巻き添えになってしまいます。また、ニセモノにより企業が収益を上げることができなければ、投資した開発費を回収できず、次の新しい商品を開発する資金が乏しくなったり、新しい発明の創作意欲の低下にも繋がります。当然、収益が減ると納める税額も減ります。ニセモノを許容すれば、そのような企業が増えることとなり、社会全体の景気が悪くなったり、やがては国の財政にも影響を及ぼすかもしれません。ニセモノを買った人も、一般的にニセモノは品質保証を考慮してつくられてはいないので、すぐにこわれたりして、満足度は低いものです。

知財で一句！「や」　（keyword：著作権・商標権）

ヤマミィは
猫じゃないよ
妖精だよ

解説　ヤマミィって？

「ヤマミィ」は山口大学のキャラクターです。猫のような出たちですが、妖精だからニャーとは鳴きません。でも、名前の由来は猫の鳴き声を意味する英語「Mew」からきているんです。「Mew」から「私」を表す「Me」を取り、山口大学の「Yama」と組み合わせて、「Yama-Me（ヤマミィ）」。猫じゃないのに猫の鳴き声に名前の由来があるなんて粋ですね。みんなから愛されるヤマミィ、まさに知的財産ですね。「ヤマミィ」は著作権と商標権で保護されています。

●「ヤマミィ」関連の登録商標

（1）商標登録第5590451号 「ヤマミィ」
（2）商標登録第5590452号 「図形商標（ヤマミィ全身イラスト正面）」
（3）商標登録第5590453号 「図形商標（ヤマミィ全身イラスト側面）」
出願日　2012年10月26日

第9類 電気通信機械器具，携帯電話機用ストラップ，（他、省略）

第14類 キーホルダー，宝石箱，記念カップ，記念たて，身飾品，時計，イヤリング，貴金属製き章，貴金属製バッジ，（他、省略）

第16類 紙製包装用容器，プラスチック製包装用袋，（他、省略）

第18類 皮革製包装用容器，かばん類，袋物，買物袋（車付きのものを含む。），がま口，キーケース，巾着，財布，（他、省略）

第24類 布製身の回り品，織物製テーブルナプキン，のぼり及び旗（紙製のものを除く。），織物製コースター，（他、省略）

第25類 被服，カーディガン，セーター，チョッキ，（他、省略）

第26類 テープ，リボン，腕止め，衣服用バックル，（他、省略）

第28類 おもちゃ，金属製おもちゃ，木製又は竹製のおもちゃ，紙製おもちゃ，色紙，折り紙，紙風船，かるた，ぬり絵，（他、省略）

第35類 広告業，トレーディングスタンプの発行，（他、省略）

第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授，技芸・スポーツ又は知識の教授に関する情報の提供，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，（他、省略）

第44類 医業，医業に関する助言及び情報の提供，健康診断，健康診断に関する助言及び情報の提供，歯科医業，調剤，（他、省略）

（1）「ヤマミィ」（標準文字）

（2）

「図形商標（ヤマミィ全身イラスト正面）」

（3）

「図形商標（ヤマミィ全身イラスト側面）」

知財で一句！「ゆ」　（keyword：著作権・商標権）

解説　キャラクターのなにを保護？

みなさんは「くまモン」ときくと何をイメージしますか。頭の中でイメージできるキャラクターそのものは、実は抽象的なモチーフにすぎず（表現物でない)、著作物（思想又は感情を創作的に表現したもの）に該当しないので、著作権法では保護されません（え！どゆこと？)。著作権法で保護されるのは、その抽象的なモチーフを紙などに書き下ろした表現物、つまり描かれたキャラクターの図柄です。そして、その描かれた図柄を特定の商品やサービスと一緒に使うことで識別能を発揮する場合は、商標法でも保護できるということです（キャラクターに化体している信用を保護)。

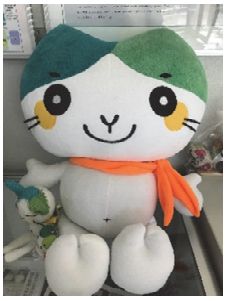

「ヤマミィ」（ぬいぐるみ）
※著作権と商標権でＷ保護

●意匠法では？

物品を特定すれば（例えば、ぬいぐるみ、キーホルダーなど)、意匠法でも保護できる場合があります（物品等のデザイン保護の観点)。

知財で一句！「よ」　　（keyword:特許権）

解説　公報、どこからみる？

要約書は特許出願に必要な書類の一つです。要約書には通常「課題」と「解決手段」を簡潔書きます。公開特許公報（特許出願後１年６ヶ月経過後に発行される公報）では必ず願書と一緒に先頭のページに掲載されるので、はじめに要約書をみるという方も多いのではないでしょうか。一方、特許公報（審査官による審査をパスして特許権が付与された後に発行される公報）には要約書は掲載されません。これは、要約書は技術情報として用いることを目的とするものであることから、既に公開特許公報に掲載されているものを再度特許公報に掲載する必要性に乏しいためです。

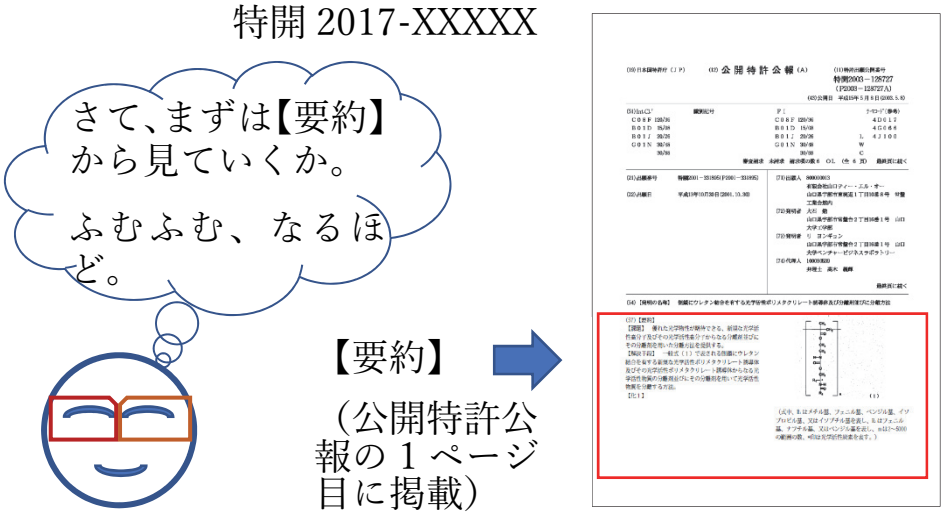

知財で一句！「わ」　　（keyword：WIPO）

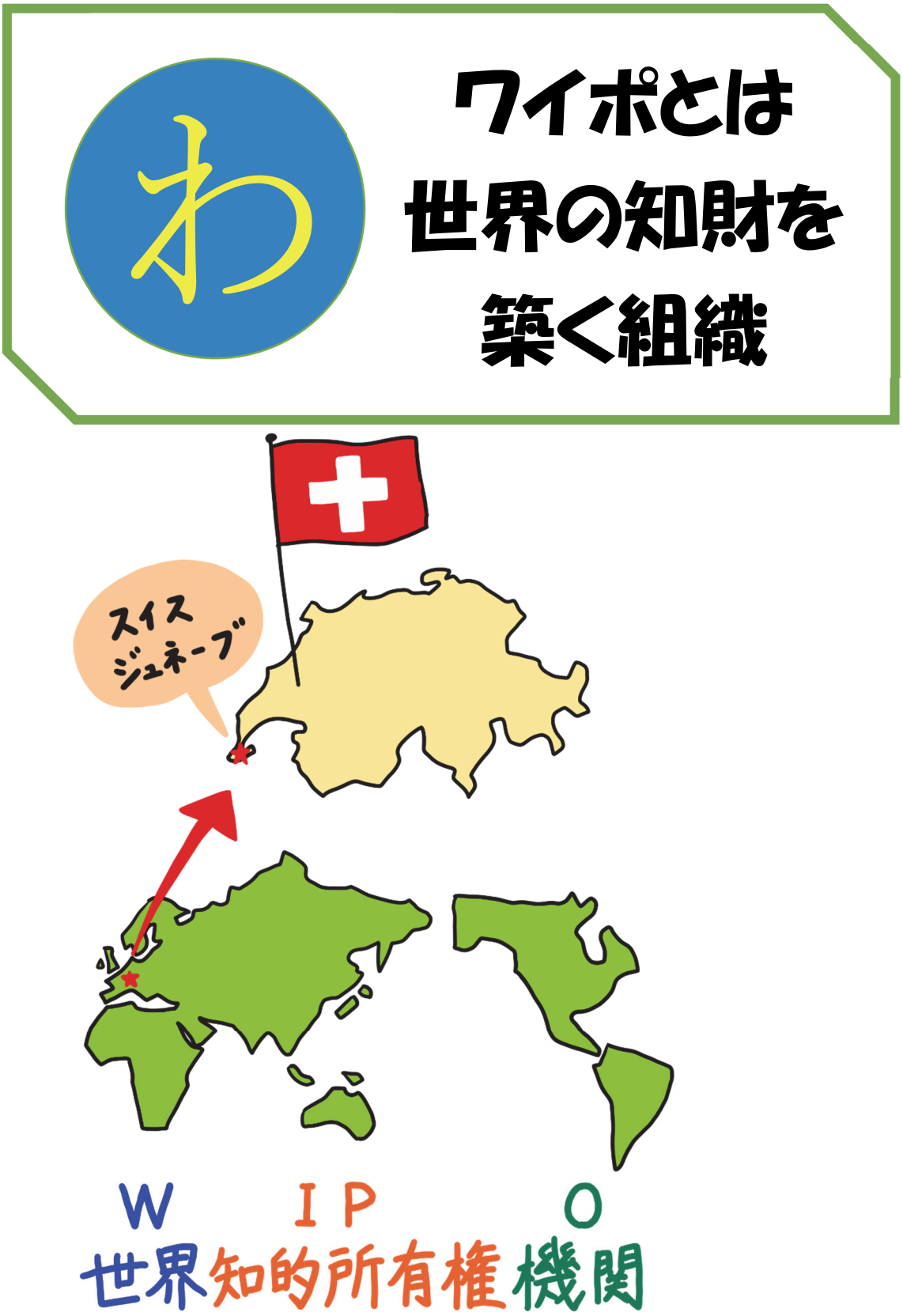

解説　世界のための組織？

WIPO とは世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）のことで、世界規模で知的財産の知的財産権による保護促進を目的とする国連の専門機関です。WIPO は、特許や商標の国際登録業務（PCT 出願、マドプロ出願）をはじめ、知的財産の保護に関する条約の作成や途上国における知的財産の保護水準の向上に向けて活動、特許データベース検索サービス（PatentScope）の提供等を行っています。

●世界知的所有権機関（WIPO）

・1970 年に設立、ジュネーブ（スイス）に本部

・加盟国 185 か国

・特許協力条約（PCT）、ハーグ協定、マドリッド協定議定書など 26 の国際条約を管理

・特許データベース検索サービス（PatentScope）では、PCT 出願（国際特許出願）を含む 1 億件を超える特許文献を検索可能

知財で一句！「を」　　（keyword:商標権）

を

おんせん県
熱い思いで
商標権

解説　ただでは起きない？

2012 年 10 月、大分県は、入浴施設の提供などを指定商品・役務（サービス）として、「おんせん県」（標準文字）を商標出願しました。しかし残念ながら、この「おんせん県」は拒絶査定となりました。理由は「おんせん県」から「大分県」が連想されるわけではないからです。「おんせん県」というと単に湯量が多い、温泉の数が多いなどの一般的なイメージは湧きますが、必ずしも大分県と結びつくものではありません。商標権の取得に失敗した大分県は、ここであきらめず「ふろ桶の図柄＋おんせん県おおいた」で再度商標出願し権利を取得しました（商標登録第 5628132 号）。そして、「うどん県」の二番煎じ、ぱくりという自虐ネタの CM 映像で注目を集め、結果多くの人が大分県のことを知り、訪れることとなりました。

知財で一句！「ら」　　（keyword:特許権）

解説　実施許諾もらえれば使える？

特許権は独占排他権ですので、特許発明（特許を受けている発明）は原則特許権者だけが実施することができます。他者が無断で特許発明を実施すると特許権侵害となります。しかしながら、特許権者から実施許諾（ライセンス）を受けることができれば、その特許発明を使うことができます。ライセンスの条件（実施料の支払いなど）は交渉事項になります。

●特許権の活用方法いろいろ

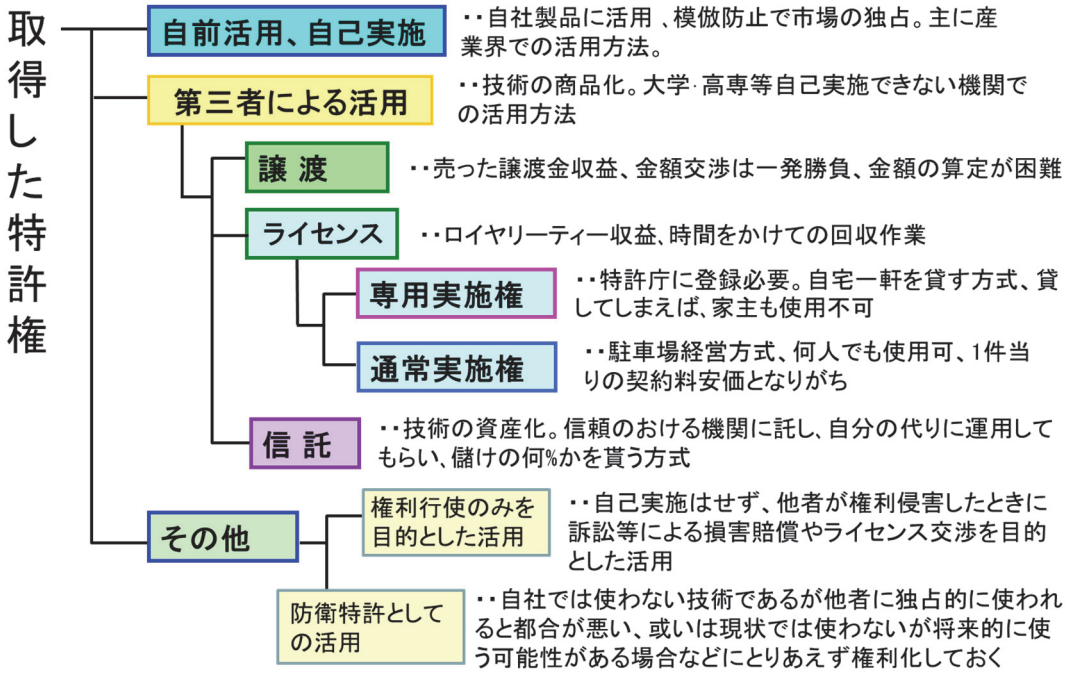

知財で一句！「り」　　（keyword：商用権）

り

立体商標
著名な形状
権利化を

解説　特定の形状が識別能を発揮？

商標とは、自己の商品やサービスを他者と区別するために使われるマーク等（識別標識）とのことです。その種類としては、①文字商標、②図形商標、③記号商標、④立体商標、⑤結合商標、⑥色彩の商標、⑦音の商標、⑧動きの商標、⑨ホログラムの商標、⑩位置の商標、があります。このうち立体商標とは立体的な形状から商標のことであり、例えば、ホンダのスーパーカブ（二輪自動車）、ヤクルトの容器（乳酸菌飲料）、コカ・コーラの瓶（コーラ飲料）、カーネルサンダースの人形（飲食物の提供）の形状などが立体商標として登録されています。

●コカ・コーラの瓶はすんなり立体商標が認められたわけではない？（争点：瓶の形状それ自体が自他商品識別能を有するか）

①商標出願（商願 2003-55134、2003.7.2）
　⇒　拒絶査定（特許庁、2004.10.22）

②拒絶査定不服審判（不服 2005-1621 号事件、2005.1.31）
　⇒　拒絶審決（特許庁、2007.2.6）

③平成 19(行ケ)10215　審決取消請求事件
　⇒　認容判決（知的財産高等裁判所、2008.5.29）

知財で一句！「る」　（keyword:不正競争防止法）

る

類否判断
商標法より広い
不正競争防止法

似ている商標
違法になるの？

商標法では
→ Safe かも

不正競争防止法では
→ Out かも

解説　商標法を補完？

商標権の効力は登録商標と同一又は類似の範囲まで及びます。ここで類似とは、①標章（マーク等）の類似と、②そのマーク等が使われる商品又は役務（サービス）の類似、を意味します。例えば、A 社が、「シール」を指定商品として「雨ちゃん」という標準文字（標章）について商標権を取得したとします。すると、A 社は、ステッカー（シールと類似）に「雨くん」（「雨ちゃん」と類似）を使用している B 社に対して、商標権に基づく差止を行うことができます。逆にいうと、標章と商品等のどちらかが非類似であれば商標権は及ばないことを意味します。一方、不正競争防止法おいては、周知な商品等表示であれば、商品等が非類似であっても権利が及びます（混同惹起の要件が必要）。つまり、A 社の「雨ちゃん」が周知（需要者によく知られている）である場合、A 社は、傘（シールと非類似）に「雨さん」（「雨ちゃん」と類似）を使用している C 社に対して、不正競争防止法に基づく差止ができるということです。

知財で一句！「れ」　　（keyword:著作権）

れ　レポートを書くとき守る引用ルール

解説　許諾なく利用できる？

「引用」とは、例えば、レポートや論文等を書く際に、自説を補強するために自分のレポートや論文の中に公表された他人の著作物を掲載する場合のことをいいます。この場合、いちいちその「公表された他人の著作物」の著者に許諾を取る必要はありませんが、正しい作法（①～④）に則る必要があります。①明瞭区別性…引用の箇所は「 」（カッコ）等で囲む、②主従関係…自説が質的量的に主に、引用箇所が従となるようにする、③出典明示…参考とした書籍や文献等と該当ページを明記する、④必要最小限…自説を補強等するために必要な箇所のみを引用する。

●作法①～④に則った引用の具体例（レポートの場合）

「大学の授業は，選択することができる。それは，学生が主体的に学問に取り組めるということである。」(1)，と言われるように，一般的に大学では高校とは異なり，学生が自らの選択により能動的に学習することが求められる。そして，能動的学習を通じて，社会人として必要な基礎力，例えば，行動力，考え抜く力，コミュニケーション力などを身につけることにもつながる。

注
（1）山口太郎，『入学前に知っておきたい大学での学び』第 6 版，山口出版者，2010 年，p125.

知財で一句！「ろ」　　（keyword:特許権）

ろ 論文を出したら失う新規性

解説　先に特許出願？

特許取得要件の一つに「新規性がある」ことがあります。「新規性がある」とは、その発明内容が、①公然知られていない、②公然実施されていない、③刊行物に記載されていない、ことを意味します。つまり、論文に発明内容が記載されているとその発明の新規性は失われたこととなり、特許取得要件を満たさないことになります。従って、論文の発行前に特許出願を済ましておくのが良いでしょう。

●新規性について

一般的な「新しい」、例えば、焼きたてのクッキーの「新しい」と、特許法上の「新しい」（新規性）とではまるで意味が異なります。特許法上の「新しい」（新規性）とは、これまでに世の中に同じもの（技術思想）がなかったという意味です。

つまり、出願前に

① どこかで知られたもの…学会発表、記者会見など

② どこかで実施されたもの…商品化したなど

③どこかで刊行物に掲載されたもの（インターネット掲載も含む）…論文に掲載、HP に掲載など

は、原則、新規性がないとされ特許が取れなくなります。

知財で一句！「ん」　　（keyword：商標権）

ん

うどん県
みんな知ってる？
香川県

解説　地域ブランド戦略？

2011 年 10 月、要潤さん（うどん県副知事）が記者会見の場に登場し、「このたび、香川県はうどん県に改名いたします。」から始まる CM映像を覚えていますか。非常にインパクトのある CM 映像で視聴者の中には「え、本当？」と思った人もいたようですが、香川県はこの「うどん県」（標準文字）を穀物の加工品などを指定商品として商標権を取得し（商標登録第 5516559 号）、大々的に PR を行ったのでした。CM 映像ではうどん以外の県産品や観光地もあわせて PR され、結果多くの人が香川県を訪れたりしました。行政が商標権をうまく活用したまさにブランド戦略の成功事例と言えるでしょう。

　その後、「うどん県それだけじゃない香川県」についても商標権を取得し（商標登録第 5544209 号）、おみやげ品などに多く使用されるようになりました。

知財教育用　知的財産かるた

知的財産って
なんだろう？

遊びながら、楽しく
知的財産について学べます！

「かるたをしていくうちに、そうなんだ！と理解することが多く、勉強になりました。」とのお声をいただきました。

下記のとおり注文します。　　ご注文日：　　年　　月　　日

注文書

知的財産かるた	単価 2,530 円（消費税込み）	個

※申し訳ございませんが、別途送料を申し受けます。

送付先	ご住所	〒
	ご所属 お名前	
	TEL/FAX E-mail	

【お申込み・お問合せ先】
有限会社山口ティー・エル・オー（山口大学技術移転機関）
〒755-8611 山口県宇部市常盤台２丁目 16 番１号
TEL：0836-22-9768　FAX：0836-22-9771
E-mail：tlojim@yamaguchi-u.ac.jp

＊ ご注文書は、FAX 又はメールにてお送り下さい。

＊ 商品に同封しまして、納品書・請求書をお送りいたします。請求書記載の指定口座にお振込下さい。なお振込手数料は、送金者様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

知財で一句！
「知的財産かるた」【解説本】

＜企画制作＞
山口大学知的財産センター

＜かるたテキスト＞
李鎔璟、陳内秀樹、大塚裕一、藤本昌平

＜かるたイラスト＞
zoukuma

＜解説テキスト・イラスト・図・写真＞
生田容景

＜表紙デザイン＞
petsuko

＜発行＞
有限会社山口ティー・エル・オー
発行日：2022 年　　月　　日